

私法と消費者保護に関する教材

第1 「私法と消費者保護」の単元設定の趣旨

1 法教育における「私法と消費者保護」の学習の必要性

「私法と消費者保護」の単元は、「個人と個人の関係を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる」（報告書第3の1(2)イ）ことを目指すものである。

こうしたねらいを踏まえ、本教材では、中学校社会科公民的分野で扱われる市場における商品の売買と消費者保護について私的自治の原則からとらえさせるものとした。

2 「私法と消費者保護」に関する学習指導要領や教科書の記述

(1) 学習指導要領の内容

要領では、大項目「(1) 現代社会と私たちの生活」の中項目「イ 個人と社会生活」で、「社会生活における取決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる」と記されており、また、「解説」には、「個人と社会とのかかわりについての見方や考え方の学習の成果は、以後の学習の基礎となるものであり、具体的、体験的な事例を取り上げ、課題追究的な学習を行うなどの工夫を行い、確実に身に付けさせることが必要」とされている。次に、大項目「(2) 国民生活と経済」の中項目「ア 私たちの生活と経済」では、私的活動領域である市場経済の基本的な考え方を学ばせるようになっている。この学習では、市場における商品の売買が取り上げられるが、本教材では生徒の身近な経済活動である商品の購入について、大項目(1)の中項目イの学習の成果を踏まえ、対等な個人が自由な意思に基づきながら行う契約という観点から改めてとらえ直させ、市民社会における自由と責任を考えさせるようにしている。その上で、市場の働きにゆだねることが難しい問題として扱われる、大項目(2)の中項目「イ 国民生活と福祉」の「消費者の保護」の学習と関連させるようにしている。その際、「消費者保護行政を中心に取り扱うこと」（要領「内容の取扱い」）に留意して、本教材では、消費者基本法（旧消費者保護基本法）や消費者契約法も含めて取り扱うようにしている。また、技術・家庭科の家庭分野で行われる、「消費者保護」の学習と連携することができるように指導計画を作成し、消費者教育の内容を充実させることも視野に入れている。

(2) 教科書の記述

私的自治の原則を示す法として民法があるが、教科書では、民法は、「平等権」に関連させて家族に関する法律として記述されたり、巻末に資料として記載されていることが多い。私法自治の原則は、法との関連ではなく、契約という行為に関連させて教科書に記述されており、例えば、消費者保護などに関連して記述した教科書がある。

第2 単元

大項目	「(2) 国民生活と経済」
中項目	「ア 私たちの生活と経済」
	「イ 国民生活と福祉」

1 小単元① 「私的自治の原則」(3時間：第1プラン)の構成

第一時 「契約成立の要件」

第二時 「契約が解消できるとき、できないとき」

第三時 「私的自治の原則」

小単元② 「経済活動と消費者保護」(3時間：第2プラン)の構成

第一時 「契約とは何だろう」

第二時 「契約が解消できるとき、できないとき」

第三時 「契約が解消できる特別な場合」

※ 第1プラン又は第2プランを選択的に利用することを想定している。

2 単元の目標

- ① 身近な経済活動に対する関心を高めるとともに、具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、いったん成立した契約が例外的に解消できる場合について理解させる。
- ② 契約は、対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ、その結果、法律上の権利と義務が発生することを理解させる。
- ③ 消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、後に契約を解消できる仕組みをつくるなど、国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解させる。

3 単元の位置付け

「私法と消費者保護」の単元は、必修教科である中学校社会科公民的分野で実施する。通常、消費者保護の授業は1時間程度の扱いが一般的だが、この単元は、経済活動を対等な当事者間での契約を中心にとらえさせた上で、対等ではない立場の間で結ばれた契約の事例を素材に消費者保護の問題を考えさせるなど、先の二つの中項目を関連させた学習を展開させるため、全体で3時間の扱いとした。

また、第1プランにおいては、法律実務家などを外部講師として招き、生徒との対話を通じ、私的自治の原則について、より深い理解を得させるような指導計画とした。

4 単元の指導計画

(1) 「私的自治の原則」の概要

ア 第一時 「契約成立の要件」

第一時の授業では、「契約成立の要件」というテーマのもと、契約について考える。具体的には、物の売買契約を結んだと想定して、その契約書を作成する活動を行い、契約成立の要件を理解する学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

- プロ野球選手の契約金などを例に、日常生活でも「契約」という言葉が使われていることを確認する。
- 物の売買契約を結んだと想定して売買契約書を書く。
- 日常行っている商品の売買も契約であることを確認する。

- 契約書を作成する意義を確認する。
- イ 第二時 「契約が解消できるとき、できないとき」
第二時の授業では、「契約が解消できるとき、できないとき」というテーマのもと、契約が成立した場合には、原則として契約は解消できないが、例外的に、様々な事情により契約が解消できる場合があることを学習する。具体的には、一方の当事者が契約の解消を望む状況に至ったと想定し、第一時の授業で結んだ契約が、例外的に解消できる場合に当たるか、また、その理由は何かをワークシートにまとめる学習が行われる。
実際の学習の流れは次のようになる。
- 契約の解消を望む状況を確認する。
- 契約を解消できるか、できないかを考える。
- 契約を解消できる、できない理由を考える。
- 契約を解消できる、できないを決定する基本的な考え方をまとめる。

ウ 第三時 「私的自治の原則」

第三時の授業では、「私的自治の原則」というテーマのもと、外部講師として法律実務家などを招き、第二時で学習した、契約を解消できる、できない事例について、法的な側面から学習するとともに、日常の消費活動の中で、生徒が持つ疑問も合わせて解説を受け、私的自治の原則やその例外としての消費者保護などをまとめる学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

- 契約成立の要件を確認する。
- 契約を解消できる場合の理由を確認する。
- 日常の消費活動の中での疑問などを確認する。
- 消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、消費者保護の観点から国・地方公共団体が、このような契約を解消できる制度を設けたり、苦情を相談する場所を置いたりしていることをまとめる。

(2) 「経済活動と消費者保護」の概要 ← 今回(平成17年9月)の指導計画

ア 第一時 「契約とは何だろう」

第一時の授業では、「契約とは何だろう」というテーマのもと、契約が成立する要件について考える。具体的には、物の売買契約を結んだと想定して契約書を作成する活動を行い、契約成立の要件をまとめる学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

- 日常行っている商品の売買が契約であることを確認する。
- 物の売買契約を結んだと想定して契約書を作成する。
- 売買契約の成立の要件を確認する。

イ 第二時 「契約が解消できるとき、できないとき」

第二時の授業では、「契約が解消できるとき、できないとき」というテーマのもと、契約が成立した場合には、原則として契約は解消できないが、例外的に、様々な事情により契約が解消できる場合があることを学習する。具体的な内容や学習の流れは、第2の4(1)イと同様である。

ウ 第三時 「契約が解消できる特別な場合」

第三時の授業では、「契約が解消できる特別な場合」というテーマのもと、契約がいつ

たん成立した後、解消できるのは例外的な場合であり、その一つとして消費者保護が位置付けられることを学習する。具体的には、正しい情報や十分に考える時間を与えていないまま契約を結ぶ状況になったときなどに契約が解消できること、このような契約を解消できる仕組みを国がつくるなど、国や地方公共団体に消費者を保護する役割があることをまとめる学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

- 第一時、第二時の授業を振り返り、契約が成立するための要件を確認する。
- 契約が解消できる場合の理由を確認する。
- 日常生活の中で見られる契約解消の事例を調べる。
- 消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、消費者保護の観点から国・地方公共団体が、このような契約を解消できる制度を設けたり、苦情を相談する場所を置いたりしていることをまとめる。

第一時 契約とは何だろう

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">導入</p>		<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">これは契約です</p> <p>誰ですか</p> <p style="padding-left: 20px;">イチローの写真提示</p> <p>プロ1年目、オリックス球団と4000万円で契約を結びます。 今、シアトル・マリナーズとは1100万ドル（11億円～）契約をしました。 球団は彼の（野球選手としての能力）を11億円で買い、 イチローは（野球選手としての能力）を11億円で売る という契約がむすばれています。 契約が成立していますね。</p>	
	<p>日常の消費活動から契約を考える</p> <p>契約の具体例を知る</p> <p>契約のキー概念を知る</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">これも契約だろうか</p> <p>ワークシートの事例</p> <p>契約だと思えば○を、契約ではないと思えば×を書きます。</p> <p style="padding-left: 20px;">①ファーストフード店でハンバーガーを買う ②電話でピザの注文をする ③CDを予約注文して買う ④電車に乗るために切符を買う</p> <p>① いらっしゃいませ。××へようこそ。店内でお召し上がりですか。お持ち帰りですか。</p> <p>② ポテトはいかがですか お飲み物は何になさいますか</p> <p>③ お会計お先によろしいですか</p> <p>すると次にお店の人は何ををするのですか</p> <p style="padding-left: 20px;">レジうち</p> <p>ハンバーガーがほしい私は次に何ををするのですか</p> <p style="padding-left: 20px;">お金を払う</p> <p>そしてハンバーガーが渡されるのですね。</p> <p>私は「これを買えたらいいのにな」ではなくこれを買いたいと思っています。 つまり買う意思があります。</p> <p>お店の人は「これを売ろうかなどうしようかな」ではなく売る意思があるので、値段を表示するので、買う意思と売る意思が合う、これを契約といいます。</p> <p>対面販売ではない 商品がすぐ来る売上の事例を提示する</p> <p style="padding-left: 20px;">2 携帯電話でピザの宅配をたのむときは</p> <p style="padding-left: 40px;">①私が電話で商品注文する ②私が値段の確認をする ③お店が注文の確認をする④お店から商品が宅配される ⑤お金を払う⑥商品もらう</p> <p>対面販売ではない すぐに商品がこない売上の事例を提示する</p>	<p>生徒にとって身近な消費活動が契約によってなりたっていること、その契約の原則を理解させることに留意する。</p> <p>契約の原則を理解事例とする身近な消費活動は様々だが、以下の分類に留意する。</p> <p>1 対面販売・すぐに商品が受け取れる</p> <p>2 対面販売でない・すぐに商品が受け取れる</p> <p>3 商品受け取りに時間がかかる販売</p> <p>4 サービスの販売</p>

	<p>いろいろな消費活動がすべて契約であることを知る</p> <p>1 対面販売</p> <p>2 対面販売でない</p> <p>3 商品受け取りに時間がかかる販売</p> <p>4 サービスの販売</p>	<p>3商品（本など）を予約注文で買うときは</p> <p>①私が商品を予約注文する②私が値段の確認をする ③お店から商品注文の確認がくる④お店から商品が届く ⑤お金を払う⑥商品をもらう</p> <p>サービスの売上の事例を提示する</p> <p>4電車に乗るので切符を買うときは</p> <p>①私は**まで電車に乗せてほしい ②私は料金表で**までいくらで行くかを確認する ③電鉄会社は**まで乗せてあげる ④電鉄会社の自動販売機・窓口は**までの金額を請求する ⑤私がお金を払う ⑥電鉄会社の自動販売機から切符が出てくる</p> <p>これらも買う意思と売る意思があります。これを契約といいます。 今日は契約について学習します。</p>	
<p>展</p> <p>開</p>	<p>売買契約書を作成する活動を通して契約の基本原則を理解する</p>	<p style="text-align: center;">売買契約書を書いてみよう</p> <p>ワークシート2（架空の売買契約書）を配布・提示して</p> <p>売買契約書を見たことがある人？ あまりいない（保護者が持つ売買契約書をみたことがある）</p> <p>売買契約書を書いたことがある人？ いない（未成年には契約書作成の機会はない）</p> <p>これから隣同士二人一組になってものの売り買いをし、契約書を書いてもらいます。例えば、わたしがこの時計を**さんに売りますというとき、売るとき買うときの条件を売買契約書の条件欄に書きます。</p> <p>二人一組になってどちらかの何を売る・買う か決めます</p> <p>物々交換はだめです。消しゴムなどではなく、あなたにとって高価な物・売ったら儲かる物売るのだと考えます。筆箱の中のものに限らず、家にある、あなたの物をかんがえましょう。</p> <p>何があるかな？商品の説明はきちんとするのですよ。はじめ。 ワークシート2の商品説明欄に商品説明を書く。 (売買契約について考えるのに20分程度必要)</p> <p>黒板を8分割した線を引いておく。 書けたペア8組までを教師が指示して板書させる。 契約条件欄内のことばだけを書かせる。 契約条件が書けていないペアは板書を参考にして書き始める。</p>	<p>架空の売買契約書を配布</p> <p>ペアワークは学級の実態に応じて調整する</p> <p>何をやるかの指示は明確にし、例を具体的に提示して活動を促す</p> <p>生徒は売買の対象が教室にあるものと限定しがちなので、家にある自分のものという指示が必要である</p> <p>机間巡視でどのように書いているかを把握する</p> <p>契約条件が欠損してい</p>

		<p>板書したペアがそのまま黒板に書いてあることを発表する。 教師は生徒に発表させながら、「〇〇を××円で買う」という原則部分にのみ黄色チョークで線を引く。</p> <p>板書していない残りのペアについては座席で口頭発表させ、時間調整をする。</p> <p>「〇〇を××円で買う」の原則が書いてある板書発表事例には黒板に〇をし、「〇〇を××円以上で買う」「〇〇とかを××円で買う」という発表事例には×をする。</p> <p>すべての発表が終わったあと、教師がまとめる。</p> <p>ものをいくらでわたす が条件にかいていないペアはありません。 〇〇を××円で売る・買う だけが契約のキーワードなのです。</p> <p>ワークシート1の□のなかに〇〇を××円で売る・買うを書かせる これが契約です。</p> <p>では、契約が成立するのはいつからですか？3択で選びます A ハンコを押すとき・サインしたとき B 言った時 C 明記された日付から</p> <p>挙手で意見分布を取り、A・Cに分布が偏ることをお互いに確認する 正解は (B) です。</p>	<p>るペアも板書させる 契約条件が書けていないペアも板書を参考にして書き始められるように支援する。</p> <p>「3週間以内なら返品可・半年間なら無料で修理・今なら MD3 枚つき」などのその他の条件が書いてあっても「〇〇を××円で買う」という原則部分にのみ下線を引く。</p> <p>原則から外れているものはきちんと×をつけてあげる。このことで生徒は何が原則か意識できる。</p> <p>3択クイズ</p>
<p>まとめ</p>	<p>日常の消費生活を構成する契約の原則について説明をうけ、契約書作成の活動をふりかえって整理し理解する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>契約の原則を確認しよう</p> </div> <p>あなたが〇〇を××円で売る・相手が買うというという意思の確認が出来たとき、に契約は成立するのです。</p> <p>お互いが売る・買うと言っただけであっても、私たちの社会はきちんと××円のお金を払ってくれるだろう、ちゃんと品物〇〇を渡してくれるだろうという信義に基づいて日常生活が営まれているのです。</p> <p>自分の自由な意志で商品・価格の選択を行い、お互い対等な立場で売り買いを行い、当然約束を破ったりだましたりはしないという責任・公正と正義がある社会だから、売る買うと言った時、すなわち意思が確認できたときに契約が成立するのです。</p> <p>今日のようにわざわざ売買契約書を作るのは、商品が高額であるなど、間違いが起こりやすいことが予想される時、お互いに内容をはっきり理解するため、文字にすると間違いがないので、契約書を作っているのです。しかし契約書作成の前にまず〇〇を××円で売る・買うという意思の確認すなわち契約があるのです。</p>	<p>教師の説明は、できるかぎり平易な言葉を用いて、生徒の日常生活の消費活動が市民社会の経済活動であり、この社会が自由と責任・公正・正義に基づいていると信頼されているから経済活動が成り立つことを契約の原則を使って説明する</p> <p>高額商品の発問事例 新品のバイクを 26 万円で買うとき、「すてきね いくら」「26 万」「これください」だけで大丈夫でしょうか</p>

		<p>今日の授業の感想を書きなさい。</p> <p>理解できたことをワークシートに整理する</p>	<p>口で言うだけで誤解は無い と言えるでしょうか。</p>
--	--	---	------------------------------------

評価 身近な経済活動に対する関心を高めるとともに、具体的な事例を通して、契約は平等な個人が自由な意思に基づきながら行うこと、対等な立場で権利と義務が発生することを理解できたか。

ワークシート1

月 日

3年 () 組 () 番 氏名 ()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う ()
- ② 電話でピザを注文する ()
- ③ お店でCDを予約注文する ()
- ④ 電車に乗るために切符を買う ()

2 契約が成立するのは どの時点からか？

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

()

3 契約とは

4 契約書は

5 感想

9月16日

ワークシート1

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (○)
- ② 電話でピザを注文する (○)
- ③ お店でCDを予約注文する (○)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (○)

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(* B)

3 契約とは

〇〇を××円で売る・買う。

双方の意思が合致している。

4 契約書は

お互いに内容をはっきり理解する。
文字にすると、まちがいが無い。

5 感想

自分できちんと書けたつむりの契約書に、全然必要な事が書かれていないから。もしこれが本物の契約書だったら、大変な問題が起るなあと、大変気が重くなった。

資料3

ワークシ

9月/6日

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (X) ○
- ② 電話でピザを注文する (○)
- ③ お店でCDを予約注文する (○)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (X) ○

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(A) B

3 契約とは

〇〇を××円で 売る、買う

双方の意思が合致している。

4 契約書は

お互いに内容をはっきり理解する。
文字にするとより間違いが無い。

5 感想

条件ほどしっかり決めておけば、金銭トラブルが少なくなる事があった。身近な所でも結構契約を結んでいるという事に気付いた。今後契約書を書く場合は、起るリスクを想定し、それが起こる場合にどうすればいいかと思ふ。

9月16日

ワークシート1

3年(^)組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (X) ○
- ② 電話でピザを注文する (○)
- ③ お店でCDを予約注文する (○)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (X) ○

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(A B)

3 契約とは

〇〇を××円で 買う、売る

双方の意思が合致している

4 契約書は

お互いに内容をはっきり理解する
文字にするとまちがいが無い

5 感想

売買契約の場合契約内容をしっかりと理解しないと自分が損をする可能性があることがよくわかった。売り主と買い手の両方の条件を尊重しながら話し合うのは重く思った。

ワークシート1

9月/6日

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (○)
- ② 電話でピザを注文する (○)
- ③ お店でCDを予約注文する (○)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (○)

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(B)

3 契約とは

〇〇を××円で 売る、買う

双方の意思が合致している

4 契約書は

お互いに内容をはっきりと理解する
文字にするとまちがいが無い

5 感想

私たちの普段の生活の中でも色々な所で「契約」が交わされている事が分かりました。契約書というものはお互いの意思を確認するためにとても大切だという事を知りました。今日授業はとても楽しかったです。

9月16日

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (○)
- ② 電話でピザを注文する (×) / ○ 買った気持と売った気持が一致
- ③ お店でCDを予約注文する (○)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (×) / ○ ナビを買った気持と売った気持が一致

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(A) / B

3 契約とは

○○をXX円で売る、買う

双方の意思が合致している。

4 契約書は

お互いに内容をしっかりと理解する。文字にすると間違いがない。

5 感想

自分の好きなものについて条件をつけるはホントか。たまたま、お互いに売った、買ったの気持ちだけでなく、条件をしっかりと作ることで、問題を少なくするというのはとても必要なことだから、今日の授業はとても良かった。

9月16日

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (⊗)
- ② 電話でピザを注文する (○)
- ③ お店でCDを予約注文する (○)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (⊗)

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(B)

3 契約とは

○○をXXXX円で売る、買う

双方の意思が合致している

4 契約書は

お互いに内容をしっかりと理解する。文字にすると間違いがない。

5 感想

実際に契約書を買ってみてお互いが納得のいく契約書を書かないと後から問題や意見のくいついなどが起こるな!!と知りたて。返品はできるが、現金か、カードなのかをしっかりと聞いておいた。

9月16日

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (○)
- ② 電話でピザを注文する (○)
- ③ お店でCDを予約注文する (⊗)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (○)

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(X) B

3 契約とは

○○をXX円で売る、買う

双方の意思が合致している。

4 契約書は

お互いに内容をしっかりと理解する。文字にすると間違いがない。

5 感想

契約書というものを書いたのは初めてだったのでとても新鮮だった。契約については、ある程度理解ができたと思うので、次は契約に伴うトラブルに気を付けていきたい。

9月16日

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (⊗) / ○
- ② 電話でピザを注文する (○)
- ③ お店でCDを予約注文する (○)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (×) / ○

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(X) B

3 契約とは

○○をXX円で売る、買う

双方の意思が合致している。

4 契約書は

お互いに内容をしっかりと理解する。お互いに文字にすると間違いがない。

5 感想

契約はとても難しいものだなと思えた。なぜならお互いの条件が一致しなくては、契約が成り立たないからだ。また、契約書に「返品しない、現金払いのみ対応、保証など」という条件が書いてあると、両者のあいだでトラブルが起こってしまう。とても難しい授業だった。

9月16日

ワークシート1

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (X)
- ② 携帯でピザを注文する ()
- ③ CDを予約する ()
- ④ 電車に乗るために切符を買う (X)

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(A) B

3 契約とは

00をいくらで売る買う

双方の意思が合っていないけり。

4 契約書は

お互いに文字にするし まちがいがない
お互いに内容を確認する。

5 感想

買う側、売る側どちらにしても契約をしっかりとしないと後々大変な事になってしまうということが分かった。

9月16日

ワークシート1 資料3

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (X)
- ② 携帯でピザを注文する ()
- ③ CDを予約する ()
- ④ 電車に乗るために切符を買う ()

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(B)

3 契約とは

00をXX円で買う

双方の意思が合致

4 契約書は

お互いに、文字にすると、まちがいがない
お互いに、内容を確認する

5 感想

今までは、契約書にサインしたとき、初めて成立すると思っていたが、この場合も契約が成立し、買値など300も契約が指されるとわかって驚いた。これからいかに勉強が必要かと思う。

9月16日

ワークシート1

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う ()
- ② 携帯でピザを注文する ()
- ③ CDを予約する ()
- ④ 電車に乗るために切符を買う ()

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(C) B

3 契約とは

00をXX円で売る、買う。

双方の気持ちが合致。

4 契約書は

お互いに文字にするとまちがいがない。
お互いに内容を認める。

5 感想

後から説明も聞いてから、あ、こういうことも考えなくてはいけないのかと気付くことがあって、少し難儀なです。売買契約書があることで無難な事態がないと思っただけ使えなさそうと思っただ。

9月16日

ワークシート1

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う ()
- ② 携帯でピザを注文する ()
- ③ CDを予約する ()
- ④ 電車に乗るために切符を買う ()

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(C) B

3 契約とは

00がXX円で売る、買う。

双方の意思が合致。

4 契約書は

お互いに文字にするとまちがいがない。
お互いに内容を確認する。

5 感想

今まで契約のことなんか考えてもなかったから今回このように自分で考えて体験するのは、とても興味深かったし楽しかった。実際にこういう場面に直面したら、売買条件をよく考えたいと思う。

9月16日

ワークシート1

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (X) O
- ② 携帯でピザを注文する (O)
- ③ CDを予約する (O)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (X) O

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(B)

3 契約とは

〇〇をXXで売る買う

双方の意思が合致

4 契約書は

お互いに文字にすると、まちがいがなく
お互いに内容を確認する

5 感想

今まで「契約」とは、契約書にしっかり書いたとこそから、契約が成立すると思っていたが、実際は、双方の意思が合致したとこそから契約が成立していることがわかった。契約書とは、ただ、契約内容を忘れないように、コンピュータが生成してくれるための「道具」として、これらだ。

ワークシート 資料3

9月16日

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (X) O
- ② 携帯でピザを注文する (X) O
- ③ CDを予約する (O)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (O)

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(A) B

3 契約とは

〇〇をXX円で売る買う

双方の意思が合致

4 契約書は

お互いに文字にすると、まちがえがない
お互いに内容を確認する

5 感想

今日の授業を受けて思ったことは、私が思っていた「契約」と今日見た「契約」が全然違ったということであって、私達の身近な所で「契約」がごく普通に「行われていくこと」にビックリしました。

9月16日

ワークシート1

3年()組()番 氏名()

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (O)
- ② 携帯でピザを注文する (O)
- ③ CDを予約する (O)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (O)

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(A)

3 契約とは

〇〇をXX円で売る買う

双方の意思が合致

4 契約書は

お互いに文字にすると、まちがいがなく、お互いに内容をかくはんする。

5 感想

契約、というのは大人どうしだけが出来るものと思っていたのですが、意外と身近な所で契約をして、それが当たり前だ。

9月16日

ワークシート1

3年()組()番 氏名(坂根美緒)

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- ① ファーストフード店でハンバーガーを買う (O)
- ② 携帯でピザを注文する (O)
- ③ CDを予約する (O)
- ④ 電車に乗るために切符を買う (O)

2 契約が成立するのは どの時点からか?

- A 契約書に印鑑を押したとき、サインしたとき
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき
- C 売買することが明記された日付から

(B)

3 契約とは

〇〇をXX円で売る買う

双方の意思が合致

4 契約書は

お互いに文字にすると、間違いがない
お互いに、内容を確認する

5 感想

商品の売買が意外と難しいという事を知りました。ただでさえトラブルの多いこの社会でも「契約」というものが無ければ世は大変な事になってくると思います。

売 買 契 約 書

※ この契約は、あくまで授業のための架空の契約であり、実際の効力はないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
買い主 _____ (以下「乙」という。)は、
甲が所有する _____ について、以下に定める売買条件で

売買契約を結んだ。
売買する品物の説明

売買条件

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

年 月 日

売り主（「甲」）3年 組（ ）番 _____ 印

買い主（「乙」）3年 組（ ）番 _____ 印

売“買契約書

※ この契約は、あくまで履修のための履修の契約であり、実効の効力はないものとする。

売主 (以下「甲」という。)

買主 (以下「乙」という。)

甲が所有する (以下「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

甲が所有する (以下「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売買条件

売主 (以下「甲」という。)

買主 (以下「乙」という。)

甲が所有する (以下「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

買主 (以下「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売買条件

- 使える (壊れていない)
- 5000円
- 5月15日まで受け取ります。
- 更にソフト5枚セット。
- 2005年9月15日以前に返却可能

2005年 9月 16日

売主 (「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

買主 (「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売“買契約書

※ この契約は、あくまで履修のための履修の契約であり、実効の効力はないものとする。

売主 (以下「甲」という。)

買主 (以下「乙」という。)

甲が所有する MDウォークマン (以下「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

甲が所有する (以下「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売買条件

売主 (以下「甲」という。)

買主 (以下「乙」という。)

甲が所有する (以下「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

買主 (以下「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売買条件

- 3980円で売る。
- 9月17日、午後2時に二子校門前で品物や破損の後、現金3980円を現金と交換。返却品は不可。

2005年 9月 16日

売主 (「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

買主 (「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売“買契約書

※ この契約は、あくまで履修のための履修の契約であり、実効の効力はないものとする。

売主 (以下「甲」という。)

買主 (以下「乙」という。)

甲が所有する (以下「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

甲が所有する (以下「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売買条件

売主 (以下「甲」という。)

買主 (以下「乙」という。)

甲が所有する (以下「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

買主 (以下「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売買条件

- 使用済み (壊れていない)
- 音源は新品を物とする。大玉かにかう
- 2000円以内
- 10日以内返却可

2005年 9月 16日

売主 (「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

買主 (「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売“買契約書

※ この契約は、あくまで履修のための履修の契約であり、実効の効力はないものとする。

売主 (以下「甲」という。)

買主 (以下「乙」という。)

甲が所有する (以下「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

甲が所有する (以下「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売買条件

売主 (以下「甲」という。)

買主 (以下「乙」という。)

甲が所有する (以下「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

買主 (以下「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売買条件

- 1000円で売る
- 2005年9月16日までに返却可能

2005年 9月 16日

売主 (「甲」) 3年組 () 番 () 印 ()

買主 (「乙」) 3年組 () 番 () 印 ()

売“買契約書

* この契約は、あくまで標章のための標章の契約であり、実物の効力はないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
買い主 _____ (以下「乙」という。)は、
申が所有する 金閣寺の貯金箱 について、以下に定める売買条件で
売買契約を結んだ。

売買する品物の説明

全色で出来ていて、
真鍮に仕上げたもの。
小銭を沢山入れ、
7代出来。見当金箱
上は金目、見当金箱
下に金目、見当金箱
外に蓋が壊れていない。

売: 1200円 (総額) 送料は別。
買: 1200円 (総額)
返品不可

2005年9月16日
売り主(「甲」) 3年 組() 番 _____ 印
買い主(「乙」) 3年 組() 番 _____ 印
買い主(「乙」) 3年 組() 番 _____ 印

売“買契約書

* この契約は、あくまで標章のための標章の契約であり、実物の効力はないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
買い主 _____ (以下「乙」という。)は、
申が所有する ミニセット について、以下に定める売買条件で
売買契約を結んだ。

売買する品物の説明

ミニセット
ミニセット
ミニセット
ミニセット

① ねじ込み → 19,800円 (送料別) 送料は別。
② 新品 2万円以内 (送料別)

2005年9月16日
売り主(「甲」) 3年 組() 番 _____ 印
買い主(「乙」) 3年 組() 番 _____ 印

売“買契約書

* この契約は、あくまで標章のための標章の契約であり、実物の効力はないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
買い主 _____ (以下「乙」という。)は、
申が所有する ヴァイオリン について、以下に定める売買条件で
売買契約を結んだ。

売買する品物の説明

・4年前に買った品
・当時 180万円
・物や傷がある

・ケース、弦、松やにも全部 含める。
・93万円で購入主が買取りとする。
・調弦は買主がやる。
・大切にやる

年 月 日
売り主(「甲」) 3年 組() 番 _____ 印
買い主(「乙」) 3年 組() 番 _____ 印

売“買契約書

* この契約は、あくまで標章のための標章の契約であり、実物の効力はないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
買い主 _____ (以下「乙」という。)は、
申が所有する ギター について、以下に定める売買条件で
売買契約を結んだ。

売買する品物の説明

買った時 16万円 (送料別)
使った時 15万円 (送料別)
弾きやすい
軽しい
ピックが10ヶよりある
音響良好

6万円 送料別
買った時のセット
メンテナンスはなし

年 月 日
売り主(「甲」) 3年 組() 番 _____ 印
買い主(「乙」) 3年 組() 番 _____ 印

売“買契約書

※ この契約は、あくまで履約のための保証の契約であり、買手の能力はないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
買い主 サイ (以下「乙」という。)は、
甲が所有する _____ について、以下に定める売買条件で
売買契約を結んだ。

売買する品物の説明

パーバリーという
ガラスのサイロ
色は黒で中は
千エックル

条件

・現金は現金のみのみ
・新品
・30日以内の返品可能

H17年9月16日
売り主(「甲」) 3年 組 () 番 _____ 印
買い主(「乙」) 3年 組 () 番 _____ 印

売“買契約書

※ この契約は、あくまで履約のための保証の契約であり、買手の能力はないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
買い主 種田 大形 (以下「乙」という。)は、
甲が所有する _____ について、以下に定める売買条件で
売買契約を結んだ。

売買する品物の説明

数学教本
温度計
千エックル
信箋
ラストの布
端し
その他

条件

・返品不可
・半年以内、出来高を二割減に
・20万円現金一括
・永久所有
・信箋
・その他不可
・台紙は注立後30日間以内

年 月 日
売り主(「甲」) 3年 組 () 番 _____ 印
買い主(「乙」) 3年 組 () 番 _____ 印

売“買契約書

※ この契約は、あくまで履約のための保証の契約であり、買手の能力はないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
買い主 エレキドラマ (以下「乙」という。)は、
甲が所有する _____ について、以下に定める売買条件で
売買契約を結んだ。

売買する品物の説明

1. ロットオンが付いて
いて防音ができる。
ステレオにコングレ
爆音が出る。
いろんない色が
XTR-1000ありバリ
ラフがたたくと
出る。

条件

・2週間以内返品可能。
・2年間の保証。
・1年-1.5万円。
・2万円以内。
・30日以内返品可能。

年 月 日
売り主(「甲」) 3年 組 () 番 _____ 印
買い主(「乙」) 3年 組 () 番 _____ 印

売“買契約書

※ この契約は、あくまで履約のための保証の契約であり、買手の能力はないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
買い主 _____ (以下「乙」という。)は、
甲が所有する _____ について、以下に定める売買条件で
売買契約を結んだ。

売買する品物の説明

色一色茶色
形細長い
木→大
X→YAMAHA
金→575

条件

・音質が良く
・木目が美しい
・木目
・音の引きで50万

H17年9月16日
売り主(「甲」) 3年 組 () 番 _____ 印
買い主(「乙」) 3年 組 () 番 _____ 印

売“買契”約書

※ この契約は、あくまで譲渡のための譲渡の契約であり、買手の前払はしないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
 買い主 _____ (以下「乙」という。)は、
 申が所有する _____ について、以下に定める売買条件で
 売買契約を結んだ。
 条件

売買する品物の説明

1. 品名: 株式会社 〇〇〇〇 (株主権)

① もし売主がたまたま返金不可(知送料「甲持ち」)
 ② 2,000円で返金
 ③ 〇〇〇 説明書付
 ④ 品物が届いた後一週間以内は振込込

17年 9月 16日

売り主 (「甲」) 3年 組 () 番 _____
 買い主 (「乙」) 3年 組 () 番 _____

売“買契”約書

※ この契約は、あくまで譲渡のための譲渡の契約であり、買手の前払はしないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
 買い主 _____ (以下「乙」という。)は、
 申が所有する _____ について、以下に定める売買条件で
 売買契約を結んだ。
 条件

売買する品物の説明

1. 品名: 株式会社 〇〇〇〇 (株主権)

1. 返金をねがう際は、1週間以内とする。
 2. 返金をねがう際は、現金のみとする。200円とする。
 3. 高利主が「買い主」の口座に振り込める。

17年 9月 16日

売り主 (「甲」) 3年 組 () 番 _____
 買い主 (「乙」) 3年 組 () 番 _____

売“買契”約書

※ この契約は、あくまで譲渡のための譲渡の契約であり、買手の前払はしないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
 買い主 _____ (以下「乙」という。)は、
 申が所有する _____ について、以下に定める売買条件で
 売買契約を結んだ。
 条件

売買する品物の説明

1. 品名: BUMP OF CHICKENのアルバム
 2. 傷無し
 3. 新品
 4. 2006年～2005年発売
 5. 初回限定版
 6. 価格4,000円
 7. 送料不可
 8. BUMP OF CHICKEN

1. 1週間以内は品物を返せる
 2. 返品代
 3. 代金は所定の口座に期日以内に振り込む
 4. 代金は3000円とする

17年 9月 16日

売り主 (「甲」) 3年 組 () 番 _____
 買い主 (「乙」) 3年 組 () 番 _____

売“買契”約書

※ この契約は、あくまで譲渡のための譲渡の契約であり、買手の前払はしないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と
 買い主 _____ (以下「乙」という。)は、
 申が所有する _____ について、以下に定める売買条件で
 売買契約を結んだ。
 条件

売買する品物の説明

1. 品名: 〇〇〇〇 (株主権)

1. 1週間以内は品物を返せる
 2. 返品代
 3. 代金は所定の口座に期日以内に振り込む
 4. 代金は3000円とする

17年 9月 16日

売り主 (「甲」) 3年 組 () 番 _____
 買い主 (「乙」) 3年 組 () 番 _____

第二時 契約が解消できない時、できる時

	学習内容	学習活動（教師発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	契約の原則の確認	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">契約が成立するためには何が必要か</p> <p>今から皆さんの売買契約書を返却します。</p> <p>契約が成立するのはどのようなときでしたか</p> <p>〇〇を××円で売る・相手が買うという意思の確認が出来たとき お互いが売る・買うと言っただけであっても、私たちの社会はきちんと××円のお金を払う、ちゃんと品物〇〇を渡してくれるという信頼に基づいて営まれています。</p> <p>お互いに内容をはっきり理解するため、文字にすると間違いがないので、契約書を作ったのでしたね</p>	
展開	<p>契約が解消できない・できる事例についてその理由を考える</p> <p>「考える視点カード」を使って理由を考えることで民法の原則を理解する</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">このような時、契約は解消できるだろうか</p> <p>ワークシート2、カードA・Bを配布</p> <p>Aは 同じ物を他店では新品で安く売っていたので契約を解消したい。 Bは うちに帰ったらお母さんが同じ物を買ってくれていた。2つはいらないので契約を解消したい。</p> <p>カードAを範読</p> <p>自分たちの契約書についてAのようなことがおこった時にはどうなるのでしょうか</p> <p>契約どおりに売り買いは行われなくてはいけないのですか 私は契約を解消してお金を返してもらおうことが出来るのでしょうか</p> <p>契約を解消できると思う人は○を、出来ないと思ったら×を書きます。</p> <p style="text-align: center;">意見分布を確認</p> <p>どのようなわけでそう思うのか、理由を書きます。</p> <p>今から考えるときのヒントカード（考える視点シート）を配りますから、これを参考にして、どのようなわけでそう思うのか、ペアで相談して理由を書きなさい。</p> <p style="text-align: center;">ヒントカード（考える視点シート）配布・範読</p> <p>5分たったら各ペア発表してもらいます。</p> <p style="text-align: right;">机間巡視</p> <p>カードAの発表をします。ほかの人の発表を聞いていきづいたこと、疑問に思ったことがあればワークシートに書きましょう。</p> <p>各ペアの発表（解消できるを選択した生徒から発表）</p> <p>他のペアの意見を聞いてあなたの意見はどちらになりましたか</p>	<p>ワークシートは契約を解消できない事例を扱う。</p> <p>ヒントカードは契約を支える民法の基本原則について整理されたもので、思考の枠組みを与え、発言を促すために配布する。生徒全員が確認できるように教師範読が必要</p> <p>机間巡視でどのように書いているかを把握する</p>

<p>契約の成立図式を使って、契約の原則とそれを成立させている民法の基本原則を視覚的に理解する</p>	<p>カードBを範読</p> <p>私は契約を解消してお金を返してもらうことが出来るのでしょうか 契約を解消できると思う人は○を、出来ないと思ったら×を書きます。 意見分布を確認</p> <p>どのようなわけでそう思うのか、理由を書きます。 5分たったら各ペア発表してもらいます。</p> <p style="text-align: right;">机間巡視</p> <p>カードBの発表をします。ほかの人の発表を聞いていて気づいたこと、疑問に思ったことがあればワークシートに書きましょう。</p> <p>各ペアの発表（解消できるを選択した生徒から発表） 他のペアの意見を聞いてあなたの意見はどちらになりましたか</p> <p>ヒントカードを図にすると契約は成立しています。 板書しておいたワークシートの図式を使って説明する</p> <p>私は○○が××円でわたされると十分に理解しています。 契約が成立した時点で売る・買うのどちらの意思（考え・思い）も不完全・不十分な所はありません。</p> <p>お母さんが買ったとか、他店で新しく安い物があったというのは、私とお母さん、私とお店の話であってA君には何ら関係がありません。</p> <p>板書の契約図式の外側に、「お母さん・お店」と書き、「私の動機・内心の意思・意思の表示の枠」と点線で結ぶ</p> <p>契約は成立したままです。</p> <p>全く私の都合によって一方的にやめたいというのはA君にとって不利です。これを認めると、私たちが暮らす社会全体でもの売り買いができなくなります。だからこの契約は解消できないのです</p> <p style="text-align: center;">（ 第三者との関係を理由に契約を解消することはできない）</p> <p>民法の原則ではない場合について、生徒から質問があれば説明する</p> <p>例1） 実際の社会生活ではレシートを持っていけば店が返品に応じてくれるがそれは、民法の原則ではなく、店の顧客獲得の経営戦略である。</p> <p>例2） 契約条件に○日以内なら返品可と書いてある場合は、予想されるトラブルの対応策をお互いに確認し条件として書いたもので、この確認がなければ契約は解消できない。</p> <p>カードC・Dとワークシート3を配布し文を範読</p> <p>Cはブランド物といわれて買ったなら偽物だったので契約を解消したい。 Dは商品の代金を払ったのに品物を渡してくれないので契約を解消したい。</p> <p>自分たちの契約についてカードCのようなことがあった時にはどうなるのでしょうか契約どおりに売り買いは行われなくてはいけないのですか 私は契約を解消してお金を返してもらうことが出来るのでしょうか</p>	<p>学級の実態によっては、「このような理由で解消できる・できない」という答え方を指定する</p> <p>説明しながら図式中の、動機（買おうと思う） 内心の意思を形成する（買うと言おうと思う） 意思の表示（買うと言う）の枠を、おさえて視覚的に理解させる</p> <p>ワークシート3は契約を解消できる事例を扱う。</p>
---	---	--

	<p>カードCの契約は解消できると思う人はOを、出来ないと思ったら×を書きます。どのようなわけでそう思うのか、理由を書きます。</p> <p>ヒントカードを参考にして、ペアで相談しましょう。</p> <p>5分たったら各ペア発表してもらいます。机間巡視</p> <p>カードCの発表をします。ほかの人の発表を聞いていきづいたこと、疑問に思ったことがあればワークシートに書きましょう。</p> <p>各ペアの発表（解消できないを選択した生徒から発表） （詐欺・意思が完全ではないなどの意見）</p> <p>他のペアの意見を聞いてあなたの意見はどちらになりましたか</p> <p>カードDを範読</p> <p>自分たちの契約についてカードDのようなことがおこった時に私は契約を解消してお金を返してもらうことが出来るのでしょうか</p> <p>カードDの契約は解消できると思う人はOを、出来ないと思ったら×を書きます。どのようなわけでそう思うのか、理由を書きます。</p> <p>ヒントカードを参考にして、ペアで相談しましょう。</p> <p>5分たったら各ペア発表してもらいます。机間巡視</p> <p>カードDの発表をします。ほかの人の発表を聞いていきづいたこと、疑問に思ったことがあればワークシートに書きましょう。</p> <p>各ペアの発表（解消できないを選択した生徒から発表）</p> <p>他のペアの意見を聞いてあなたの意見はどちらになりましたか</p> <p>Cについてヒントカードを図にすると契約は成立しています。</p> <p>板書しておいたワークシートの図式を使って説明する</p> <p>私はOOが××円でわたされると十分に理解しています。</p> <p>しかし、ブランドのOOだから買おうと言おうと思ったのです。</p> <p>OOを買おうと言うための条件が違っていれば、</p> <p>（図式中 動機（買おうと思う）・内心の意思を形成する（買おうと言おうと思う）の枠に×印記入）</p> <p>OOを買おうと言ったことは違っていたことになり</p> <p>（図式中 意思の表示（買おうと言う）枠に×印記入）</p> <p>契約は成立しなくなります</p> <p>契約時点での私の意思が不完全なので、契約は解消できるのです。</p> <p style="text-align: center;">詐欺取り消し</p> <p>カードDについてもヒントカードを図にすると契約は成立しています。</p> <p>しかし、私は契約を守ってお金を払っているのに、A君は物を渡すという約束（契約）を守っていないので、契約は成立しません。</p>	<p>学級の実態によっては、 「このような理由で解消できる・できない」という答え方を指定する</p> <p>発展的学習として取り扱う場合は、意見の変容を取り上げて、討論の場を設けてもよい</p> <p>説明しながら図式中の、 動機（買おうと思う） 内心の意思を形成する （買おうと言おうと思う） 意思の表示（買おうと言う） の枠を、おさえて視覚的に理解させる</p>
--	--	---

		<p>私はお金を払えば、当然、品物は渡されると思って「買おう」と言ったのです。約束（契約）を一守らないA君は約束（契約）によって生じる利益（お金）はもらえません。A君の行為を認めると、私たちが暮らす社会全体でものの売り買いができなくなります。</p> <p>だからこの契約は解消できるのです。</p>	
<p>ま と め</p>	<p>教師が、生徒の発表ででてきた考えを、契約の基本原則の確認だけでなくそれをささえるごく一般的な常識・民法の原則をもう一度整理し、説明する</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>契約の解消ができる・できないを決めている考えは何だろう</p> </div> <p>まとめ</p> <p>契約が解消できない・できる事例を契約の成立図式を使って再度確認し、契約の原則とそれを成立させている民法の基本原則を確認する。</p> <p>ABについてまとめます</p> <p>自分の一方的な都合だけで契約は解消できない。</p> <p>自分が自由な選択のなかでその商品を選んだのだから十分考えて約束したものは守らなくてはいけない。</p> <p>CDについてまとめます</p> <p>十分に考えて約束したのに、考える基本条件が違っていたら、約束にならない。不十分不完全な考えだから契約にならない。契約は解消できる。</p> <p>約束を守らない人は約束による利益を受け取れない。</p> <p>どちらも私たちが暮らす社会全体で何だと思われていることですか。</p> <p style="text-align: center;">常識 ふつうのこと 約束を守るのはあたりまえ</p> <p>契約の原則は私たちが暮らす社会の常識とおなじ原則</p> <p>今日の授業の感想を書きなさい。</p> <p style="text-align: right;">理解できたことをワークシートに整理する</p>	<p>図式による視覚的な理解を活用する</p> <p>契約図全体を支えるものとして市民社会の常識（みんなで暮らすためのきまり・民法）があることに言及する</p> <p>理解の程度を把握する</p>

評価：契約が解消できない・できる具体的な事例を通し、契約の成立図式を使って、契約の原則とそれを成立させている民法の基本原則を理解したか

考える視点シート

契約を解消できるのか，できないのか

は，次の2つの視点から考えてみましょう。

1 契約は約束

だから原則として契約は守らなければならない。
では，契約を解消できるのはどのような場合か。
契約とは何と何の約束かを分析してみよう。

→A君：○○を売る。 私：××円を支払う。
契約とは，この2つの意思（考え・思い）が合致した約束。

とすると … 契約した時点で，どちらかの意思が不完全であれば，意思が合致しないので契約は解消できることになる。

2 契約を守らせるか，それとも契約の解消を認めるか。

契約を守らせるか，それとも契約の解消を認めるかは，契約当事者の利益状況を分析して判断する。

契約の解消を認めると得する人は誰？
契約の解消を認めると損する人は誰？

どちらの利益を保護するほうが公平かを考えてみよう。

「私法と消費者保護」資料

カード A

私はA君から、「その物」を買った後新品の同じものが、近くの店で安く売られていることを発見した。

そこで、私は、A君との契約を解消して、A君に支払ったお金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

カード B

私がA君から、「ある物」を買った後、家に帰ると、お母さんが、「A君から買ったある物と同じ物」を買ってくれていた。

私としては、同じ物は必要ないのでA君との契約を解消して、A君に、「ある物」を返して、支払ったお金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

月 日 3年 組 番 氏名

ペアの相手は 3年 組 番 氏名

1① **カードA** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。
できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由:

2① **カードB** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

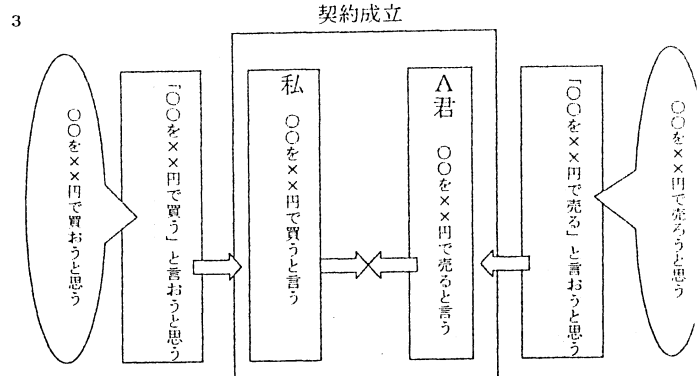
②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

⑤他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由:



() ()

() ()

* 1

* 2

2

ワークシート2

9月21日

3年組 番氏

ペアの相手は 3年組 番氏

1① カードA のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

契約した時点でお互いの意思も合致していたので、契約成立した後も意思を変えなくても契約解除にはならないと思う。もし、契約の際に返品条件として「返品ができる」と決めていたのなら解除できるけど条件がなかったのなら

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

自分の勝手な都合では解除できない

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由:

2① カードB のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

お母さんが買っていたという私の勝手な都合では契約解除はできないと思う。

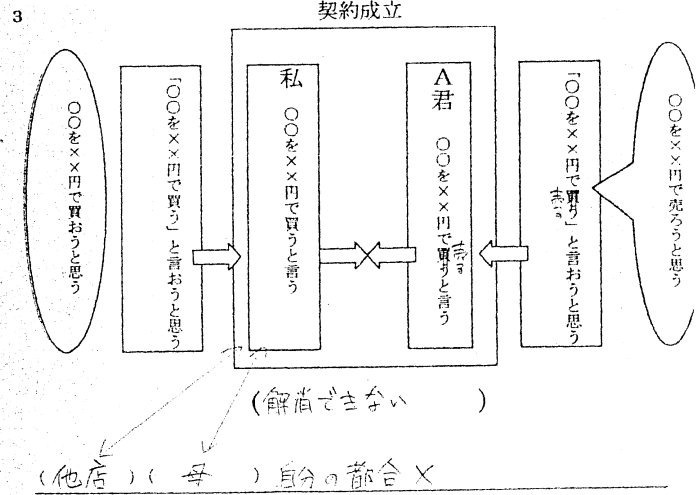
③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

お母さんが買っていたというのは、想定外のことだったので契約解除もありえるかもしれない

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由:



*1 お店の方針

*2 契約条件に書いてある場合

ワークシート2

9月21日

3年組 番氏

ペアの相手は 3年組 番氏

1① カードA のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

・契約内容に「返品不可」と書かれているから
・A君が契約解除と拒否したら契約した時のお互いの意思が合致していないので返品はできない(もし、契約内容によっては返品可能な時もある)

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

・A君が許可するまたは契約内容にワーキングオフ制が書かれている場合など、契約を解消できる

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: その情報不足が原因だから。

2① カードB のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

・同じ物をお母さんが買ってしまったのは、家庭内で買う物についてあらかじめ報告しておかなかったのが原因である。よって、その情報不足のことでA君に不利な条件である「返品」と認めさせるのは不可能である。

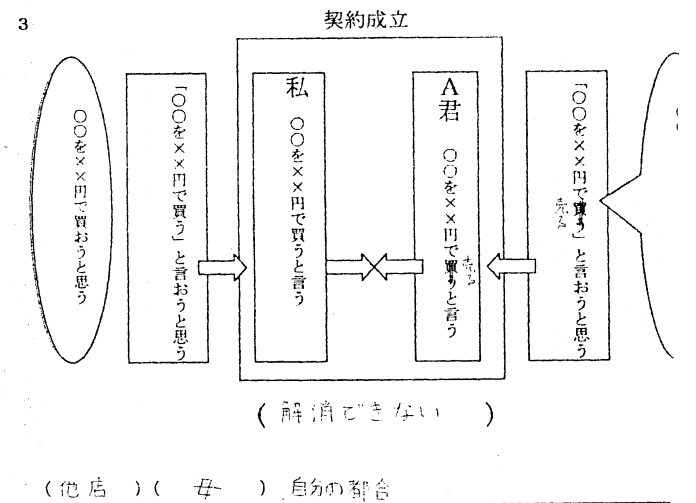
③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

・私情を持ち込んだ契約解除はできない

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: 私情を持ち込んだ契約解除は不可能だと思うから。



*1 お店の方針

*2 契約条件に書いてある場合

7-7-12

7月21日 3年 組 氏名
ペアの相手は 3年 組 番 氏名

1① **カードA** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。
できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

A君の「○○を××円で買う」という意思表示は、
間もなく後から、個人で契約したのと同じように
できない。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

「○○を××円で買う」という意思表示は、
個人で契約したのと同じように
できない。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: あれは1倍契約して 2人の意見が合致しているから

2① **カードB** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

お母さんが買っていることを知っていたら「お母物」を
買っていたら、この契約を解消して、こちらが
損得をするという気がなく、どちらにとっても公平だから
解消できると思う。

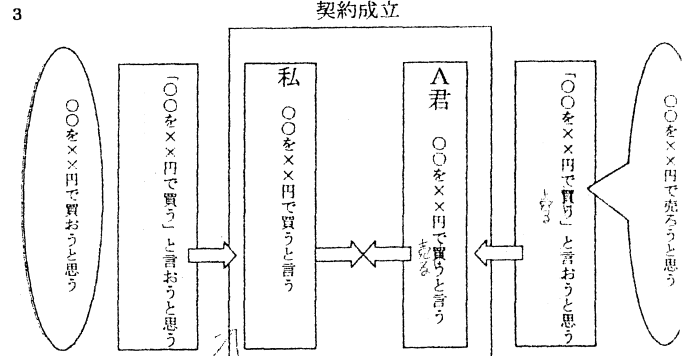
③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

情報を調べていけば、このようにすることは
A君との契約を解消するのは自分の意見だけでA君の
は何か考えていない

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: 自分の意見だけで相手のとは全然考えていないから



(解消できない)

(他店)(母) 物の都合で

- *1 お店の方針
- *2 契約条件に書いてあった場合

7-7-12

7月21日 3年 名
ペアの相手は 3年

1① **カードA** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。
できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

契約した時点では相手の意思が合致し
ているので 解消はできないと思う。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

相手が急、お金を何かで購入しようとして
いる時、相手には損なので 解消できない。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: 相手が損。

2① **カードB** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

物を購入した時点で契約成立してしま
うので 契約の解消はできないと思う。

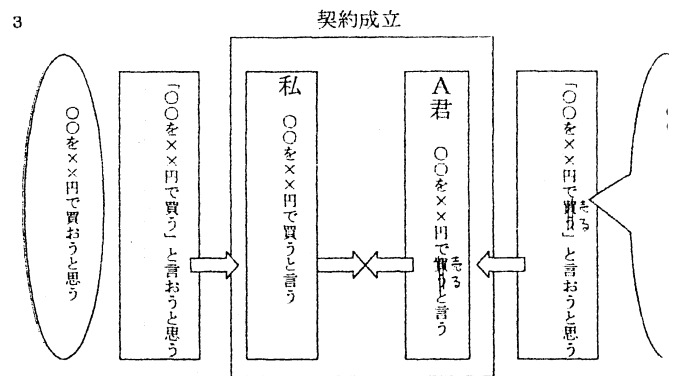
③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

母が買っているという事実は契約外な
ので 契約の解消はできないと思う。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: 私々私情なので



(解消できない)

(他店)(母)

- *1 お店の方針
- *2 契約条件に書いてあった場合

7-7312

9月21日

ペアの相手は

1① **カードA** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない (○)

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

もろ既にA君と「その物」の売買契約が行われた
わけだから、A君と私の間では意思が合致したと
考えらる。だから、契約は解消できない。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

-契約内容に返品できる、と書かれていればOK。
-使用済は返せない。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない (○)

理由:

2① **カードB** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない (○)

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

A君は自分の都合の良いように考えている。A君が良い
と考えていても、私はA君と両者の意思が合致した契約を
交わしているのだからA君の都合の良いように事を進めたく
のには問題があると思うから。

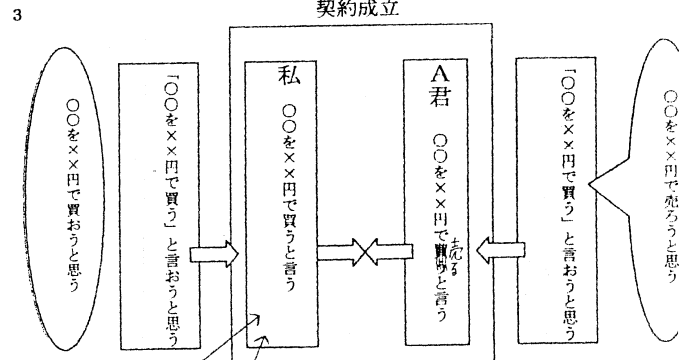
③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

「お母さんが買ってくれていた」というのはA君の予想外で
あ、たので「解消できる」
「自分のミス」から契約は解消できない

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない (○)

理由:



(解消できない)
(他店) (母) 自分の都合で X

- *1 お店の方針
- *2 契約条件に書いてある場合

7-7312

9月21日

3年

ペアの相手は 3年

1① **カードA** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない (○)

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

いくら買う側が納得なくても一度意思が合致
して決めに契約なのだから売側が納得しない
限り解消できないと思ったから。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

「返品」というのは「まだ未使用なら解消してもいい」と
いう意見を聞いてそれでも売側の人には納得
できないと思った。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない (○)

理由:

2① **カードB** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる (○) できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

いくら契約したとはいえ、これは予知できず、母が品
物を既に買ってしまったため、買う側の意思
で解消できると思ったから、買う側が納得したら
母が買った物を返品しても良いと思った。

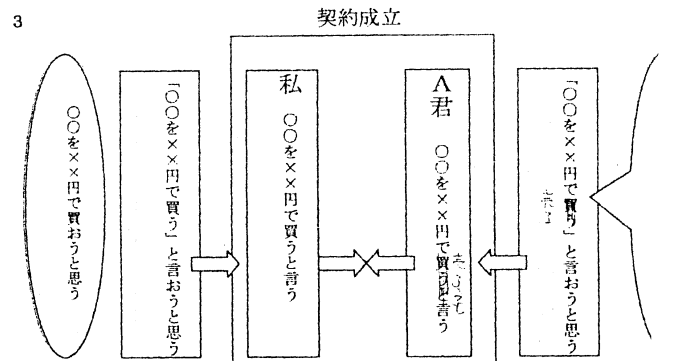
③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

「なぜか」という人の「これは買う側の情報不足だ。た
」というのを聞いてそれはそれで納得した。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる (○) 解消できない ()

理由:



(解消できない)
() () ; 私の勝手な都合で X

- *1 お店の方針
- *2 契約条件に書いてある場合

月 日

ペアの相手は 3年

1① カードA のような場合、私は契約を解消できるだろうか。
できる () できない (O)

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

契約した後に、近くの店で安いものを売っているのを見つけたので、自取した後に返してもう一回、近くの店に売っていたのを、前かがい調べておいて、そこで買いたい。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

他のペアの意見を聞いて、やはり、契約してしまえばいいからこの契約は解消できないなと思った。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。
解消できる () 解消できない (O)

理由: やり、契約してしまえばこの契約は解消できない

2① カードB のような場合、私は契約を解消できるだろうか。
できる () できない (O)

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

Aと同じように、契約してしまえば、母が買ってきたのだから、ふくらむのでしょうがない。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

これは、私と母の関係なので、売りに出さなく関係がないのでこの契約は解消できないと思った

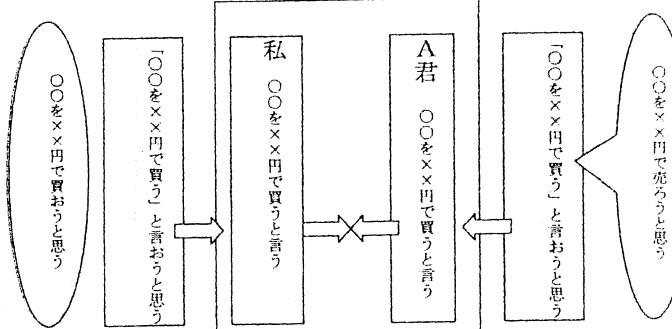
④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない (O)

理由: 契約は後の話だから

3

契約成立



(解消できない)

(他店)(母)

*1 お店の旗

*2 契約条件に書いてある場合

9月 22日

ペアの相手は 3年 組 番 氏名

1① カードA のような場合、私は契約を解消できるだろうか。
できる () できない (O)

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

相方の意見が最終により成立した契約なので、一方的な意見による解消は不可なりと思う。ただし、相方の意見が最終の場合には、契約を自紙に戻すことができて思う

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

消費した品物を、一度でも使用したり、売買が行われた状態で残っている場合は、契約の解消が難しくなると思う。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。
解消できる () 解消できない (O)

理由: 基本的には、A君に借かたない解消なので、解消できないと思う

2① カードB のような場合、私は契約を解消できるだろうか。
できる () できない (O)

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

契約を交した時の状態を私の方加しかりとはなくしていいから、解消できないと思う。A君からすれば、全く関係のないことなので、契約の解消は難しいと思う。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

売った側のA君には、関係のない話なので、契約は解消できないと思う。私が売買時、自分の周辺の環境をしっかりと把握してない所に問題がある。

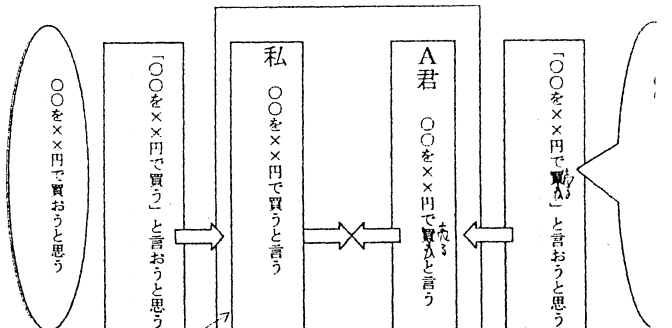
④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない (O)

理由:

3

契約成立



(解消できない)

(他店)(母) 自分の都合での解消できない

*1 お店の方針により解消可能な場合あり

*2 契約条件に書いてある場合には解消可能

カード C

私はA君から、「××は有名なブランド〇〇製である。」とウソの説明をされて、これを信用して買った。

後日、それはニセモノであることが判明した。

私は、ニセモノならいらないので、契約を解消して、代金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

カード D

私は、商品の代金を支払ったのに、A君は約束の日が過ぎても、いつも、「今日は都合が悪いから」と言って、商品を引き渡してくれない。

そこで、私は、契約を解消して、代金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

月 日 3年 組 番 氏名

ペアの相手は 3年 組 番 氏名

1① **カードC** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。
できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

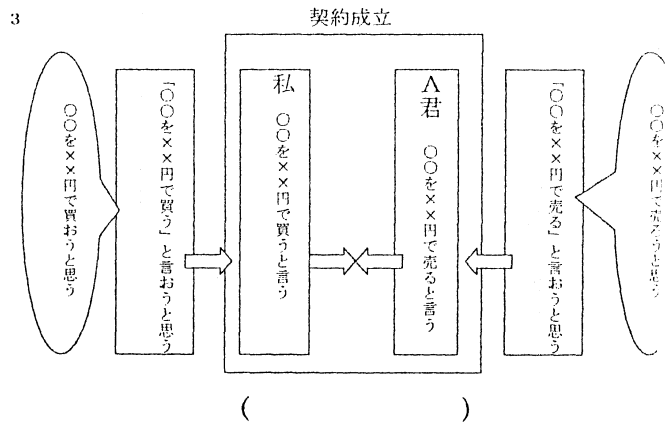
④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。
解消できる () 解消できない ()
理由:

2① **カードD** のような場合、私は契約を解消できるだろうか。
できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。
解消できる () 解消できない ()
理由:



4 感想

7-7シート3

月 日 3年

ペアの相手は 3年

1① カードC のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

いくら契約が成立したとしても、売る側が無理矢理
売りつけたために買う側をだましたので売る側はサ
ギをしたことになり、これは犯罪なので買う側の意思
で解消できると思いたがる。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

「さき」という人の「買う側が黙って買っていたら
よ」という意見を聞いてこれでは不公平だと思
った。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由:

2① カードD のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

契約をすると同時に商品を引き渡す「約束の日」を
決めているので約束の日を過ぎた時点で売る側
は契約を破ったことになり、買う側の意思で契
約を解消できると思いたがる。

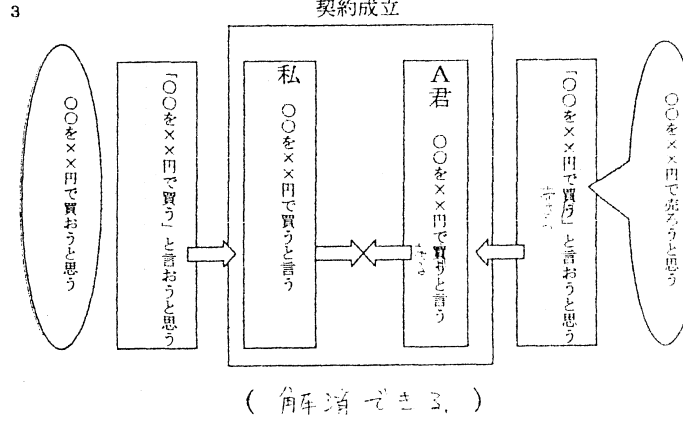
③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

「さき」という人の「買う側が黙って買っていたら
よ」という意見を聞いてこれは買う側が黙って
良くなり思った。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由:



4感想

契約する上で絶対に約束を破るはいけない
と思った。契約をする時はくれぐれも注意すべきだ
なと思った。

7-7シート3

月 日 3年

ペアの相手は 3年

1① カードC のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

A君は最初に有るアランの物かと説明されて
後日、それがニセモノと判明して、契約の内容と違
うため、契約を解消です。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

ニセモノと知ってアランもついてたのでこれはササた
りも契約は解消です。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: やはりニセモノだから。

2① カードD のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

約束の日が契約の日から入るから、A君は約束の日
のため、私は契約を解消することです。

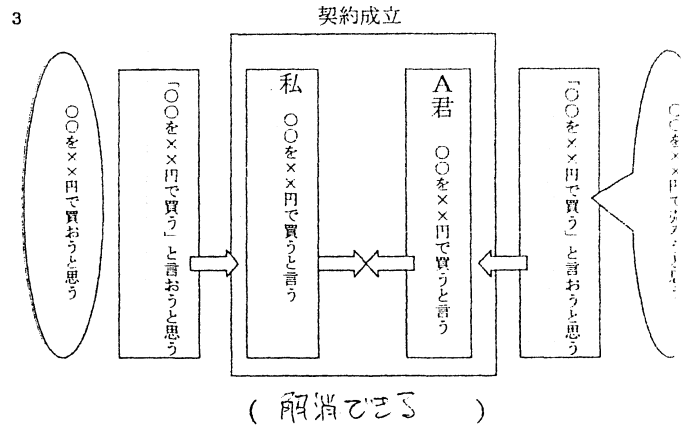
③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

自分の思っていた通り。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: 約束の日だから。



4感想

この授業で契約のことがわかりました。
やはり、契約というのはお互いを守るべきことだと思
います。

ワークシート3

7月21日

3年

ペアの相手は 3年

1① カードC のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

A君はうそを言って私にニセモノのブランド品を買わせたので契約を解消できると思う。もしA君がニセモノのブランド品と知らなかったのであれば、契約解消は考えなければいけないが、ニセモノと知っていたので解消できると思う。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

買った私のミスだ。なと思う。(できない)
A君の行為は詐欺に当たると思う(できる)

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由:

2① カードD のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

約束の日に商品を引き渡すと契約したので元の契約を守っていないのなら、代金を返してもらえろとかができると思う。

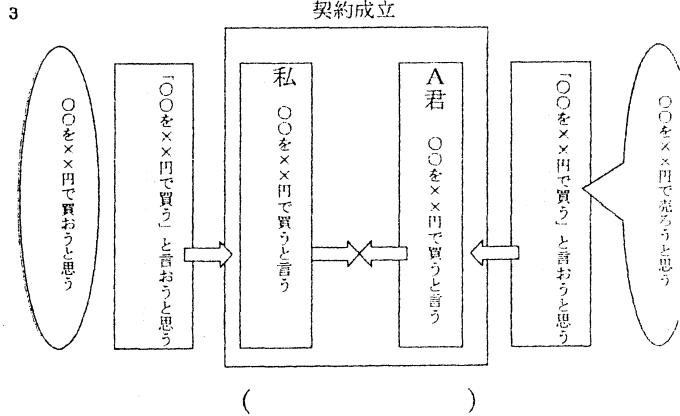
③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

A君の都合が悪いなら角、ていどいざ自分から取りに
行けばいい。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由:



4感想
この契約に関しても「できる」「できない」の考えや意見がたてさんでかもしらした。意見を交えながら話し合える意見も多くあった。

ワークシート3

7月21日

3年

ペアの相手は 3年

1① カードC のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

契約した時点ではこの悪戯がなかったから、ニセモノと判断して買わなくてよかったです。自分が悪い。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

その時は本物だと知っていた私がニセモノを買ったのが悪いので契約を解消することができる。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由:裁判がけなす場合は、A君は、ふりになるので私は契約を解消できる。

2① カードD のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

私はまだ商品を買って引き渡して貰ってないから解消はできると思う。

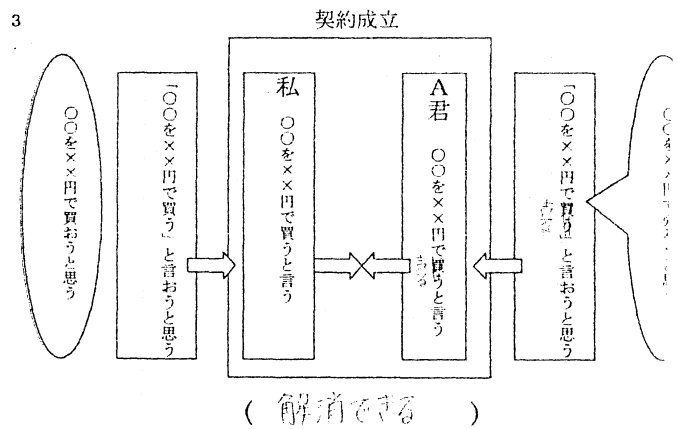
③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

契約条件のときにもっと詳しく契約内容を整えておけば、このようなトラブルにはならなかったから。

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由:私は商品はまだ受け取ってないから。



4感想
契約について「解消」できるかできないかだけが目的ではなく、このように「できる」「できない」ということが細かくあって、それが動機になりました。ちょっとしたことで「解消」が左右されることは今まで知らなかったのが、知って良かった。

7-シート3

9月21日

3年

ペアの相手は 3年

1① カードC のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

「私」は偽物を本物のように説明して買ってしまったので、偽証罪にあたると思うので、あまり時間がたっていないから返せると思う。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

契約してしまった、涙もぬいけて、サギにあたる

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: サギだから。

2① カードD のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

約束の日というものが契約内容のなかに入っていると思うので、これを返さないと、契約いばねになるから、代金を返してもらおうと思う。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

約束を破っているから、これも返される、こういう事も想定する

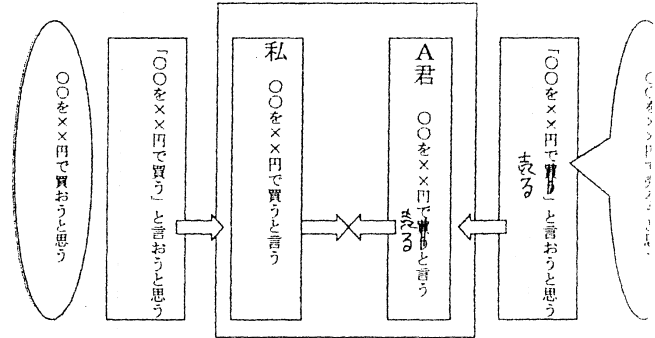
④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: 契約違反だから。

3

契約成立



(解消出来る)

4 感想

契約の細かいところがわかった。また、契約条件の複雑さもわかった。

7-シート3

9月21日

ペアの相手は 3年 組 番 氏名

1① カードC のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

「私」は偽物と知らず、A君に本物だとだまされて買った。その時点で、サギが行ったことが判明しているから、罪であるから、11352人の答致しても、それは犯罪なので契約を解消することができ。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

偽物と知らず契約してしまった。「私」のミス

④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: A君が「私」にだましてサギを行ったから

2① カードD のような場合、私は契約を解消できるだろうか。

できる () できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

「私」とA君の間には、商品の売買という契約が結ばれているのに、「A君」が「約束の日」を過ぎても商品を引き渡さないのは、契約違反をしているので、契約を解消してはいい。

③他のペアの意見を聞いて、新たに気づいたことや疑問に思ったことを書きましょう。

約束を破っているから、契約を解消する

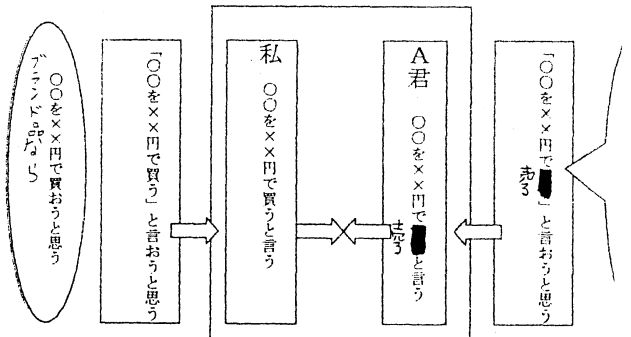
④ 他のペアの意見を聞いてみて、あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる () 解消できない ()

理由: A君が契約違反をしているから

3

契約成立



(解消できる)

4 感想

今回の授業で、契約について解消できる場合とできない場合があることが分かりました。契約条件の複雑さも分かりました。

第三時 契約が解消できる特別な場合

	学習内容	学習活動（教師発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入		<p style="text-align: center;">この契約（消費者契約法の特例1）は解消できるか</p> <p style="text-align: center;">ワークシート4を配布 カードE・Fを配布・範読</p>	
展開		<p>カードE:</p> <p>アンケートの電話に答えたら「景品が当たった」と営業所に呼び出されました。私は景品のポーチをもらった後、同じ営業所内で開催されているブランド財布の展示会に連れて行かれ「本来は10万円以上するが今日なら特別に6万円がいい」といわれました。でも私にはそんな高い財布を買う意思はまったくありませんでした。しかし似合うなどほめられつつ熱心にすすめられ、断りきれないまま、3人に囲まれて説明され続けました。「終電も近いので帰りたい」というと「こんなに熱心に勧めたのだから誠意をみせて」といわれ、部屋から出してもらえず、困って契約してしまいました。まったく不要で高価なものを買ったと後悔するばかりです。</p> <p>私は契約を解消できるでしょうか。</p> <p>範読後、再度、事実を図式やカードを板書して視覚的に確認する</p> <p style="text-align: center;">契約図式を板書しておく</p> <p>カードEのようなことがおこった時、契約どおりに売り買いは行われなくては行けないのですか。私は契約を解消してお金を返してもらおうことができるのでしょうか</p> <p>契約を解消できると思う人 出来ないと思う人 挙手で意見分布確認</p> <p>どのようなわけでそう思うのですか。 理由を発表する</p> <p>ブランドの財布は本物です。でも、私は欲しくて買う（契約する）といったのではなく、しつこく熱心にすすめられ、終電間近なので「帰らせてほしい」というと「これだけ熱心に勧めたのだから誠意をみせて」と言われ部屋から出られそうもなく困って契約したのです。</p> <p style="text-align: center;">「部屋から出られない」カードを黒板の契約図式中に提示。</p> <p style="text-align: center;">「困った」カードを黒板の契約図式中に提示</p> <p>欲しくて買った訳ではないので契約を解消したい。</p> <p>板書の契約図式を使って</p> <p>契約は完全に成立しています。しかし、「部屋から出られない」、「困った」があって、私には何が十分に与えられていないのです。板書（ ）が十分に与えられていない何が十分に与えられていないのですか</p> <p style="text-align: center;">十分に考える条件・時間が与えられなかった</p> <p>契約をするかどうかの意思決定をするときに、正しい情報が与えられなかった場合、十分に考えるチャンスが与えられなかった場合</p> <p>このようなときには、足りなかったところを補うチャンスや情報が必要なので、みんなで足りなかったところを補う決まりを作りました。</p>	

私には十分に考える時間が与えられなかったからもう一度冷静に考えるチャンスを与えようとして作られた制度を何といいますか

→クーリングオフ制度（教科書・資料集の該当ページで確認）

皆さんのうちでしつこく新聞をとってくれといわれて購買契約を結んだということはありませんか。

十分に考える時間やチャンスがあり、正しい情報も得られる状況にありながら、うっかり結んだ契約については、自分勝手な理由で契約を解消することはできません。無責任な契約ができることになると、自由な経済活動ができなくなるので、みんなで暮らす社会には自由に対し責任があるのです。

この契約（消費者契約法の特例2）は解消できるか

カードF:

今なら優しく教えてくれる家庭教師を紹介するという家庭教師派遣の電話勧誘を受け、お母さんに代わってといわれました。無料体験があるというので、私は無料ならと思って試したら、教え方もいいので良かったのでこの内容なら良いと思いました。無料体験の本日なら教材2割引といわれた母は1学期分の家庭教師代20万円と教材一式80万円の契約を行い、支払いました。しかし実際に来たのは別の先生で1ヶ月の間に学習のアドバイスもなく、こんな内容なら契約を解消したいと言ったら、クーリングオフ期間が過ぎているので、無理だといわれました。

わたしは契約を解消できるでしょうか。

カードFのようなことが起こった時、クーリングオフ期間も過ぎているので契約通りサービスの売り買いは行われなくては行けないのでしょうか。

契約を解消できると思う人 出来ないと思う人 挙手で意見分布確認
どのようなわけでそう思うのですか。 理由を発表する

長期にわたって実際に受けてみないと内容や効果がわからないサービスの取引の場合は、クーリングオフの期間では内容や効果がわからず、トラブルが起こりがちです。そこで、一定期間を超える長期にわたり、一定金額を超える対価を払って受けるサービス、たとえば家庭教師派遣・学習塾・外国語会話教室・パソコン教室・エステサロン・結婚相手紹介サービスについては、中途解約を可能とする決まり（法律）をつくりました。（特定継続的役務は法律の規制をうける）

「解約手数料を払うが、中途解約ができる。」きまりをつくる。

クーリングオフ期間が過ぎても、解約手数料を支払うことで中途解約をすることができ、また、サービスをうけるのに必要と言われて購入した商品も中途解約で返品できます。

このように十分に考える時間や契約解消のチャンスを与えるために国や地方自治体がつくったきまりを「消費者契約法」といいます。2001年に作られました。

→消費者契約法 2001年

理由を発表させる形態は、ノートに書かせてから指名発表、ペアで相談して・全体に投げかけるなど学級の実態や時間に応じて調整する

		<p>ほかにもこのような例があります</p> <p>悪質商法の事例（アポイントメント商法 キッチセールスなど）を教科書・資料集の該当ページを指名して読ませる</p> <p>これらの消費者を支援する法を実施する機関としてたとえばどのようなものがありますか</p> <p>教科書の写真・文章→国民生活センターや消費者生活センター</p> <p>国民生活センターや消費者生活センターのパフレット・ホームページ等、視覚映像などの資料を見て、具体的な活動について知る</p> <p>これらが身近な各地方公共団体にあり、実際に機能するように決めたままりを何といえますか</p> <p>教科書 太字→消費者保護基本法 1968年</p> <p>このように、自由な経済活動にまかせていては、個人では足りなかったところを補うチャンスや情報が得にくい特別な場合、これを保障するために国や地方自治体が補うきまりがあるのです。</p> <p>しかし私たち自身も消費者として保護されるばかりでなく、ネット上での音楽ファイルのやりとりなど著作権や環境について考えた商品を選択していく責任も出てきました。このことから、2004年に保護の文字をとって消費者基本法になりました。</p>	教科書を使って確認する
ま と め	<p>全3時間をふりかえって契約解消事例を整理する。</p> <p>個人と社会とのかかわりのあるべき姿として民法の原則を再度確認させる</p>	<p>まとめ</p> <p>身の回りのあらゆることは、いちいち紙に書いて確認してないが契約によって成り立っています。お互いに自由な経済活動ができるためには、お互いに契約を守る責任があります。十分に考える時間やチャンスがあり、正しい情報も得られる状況にありながら、うっかり結んだ契約については、自分勝手な理由で契約を解消することはできません。無責任な契約ができることになると、自由な経済活動ができなくなるからです。みんなで暮らす市民社会には自由に対し責任があるのです。また、契約するかどうかの意思決定をするときに、正しい情報や十分なチャンスが与えられない特別な場合、国や地方自治体によってこれを補う仕組みがあるのです</p> <p>私たちが生活している資本主義経済の市民社会は契約を原則にして成り立っていること、日常生活のさまざまな契約は平等な個人が自由な意思に基づきながら行うこと、自分の自由な意志でたがいに約束をし、対等な立場で法律上の権利と義務が発生すること、したがって今まで学習した契約（民法）の原則は、自由で公正な社会生活を営む上でごく常識的なものなのです。</p> <p>3時間をふりかえってわかったことを書きましょう</p>	教師の説明により個人と社会とのかかわりのあるべき姿として民法の原則を再度確認させる

評価： 契約は平等な個人が自由な意思に基づきながら行うものであるが、消費者が不利な条件の中で選択される場合は、国や地方自治体がこれを補完する施策を実施する役割があることを理解できたか。

カードE

アンケートの電話に答えたら「景品が当たった」と営業所に呼び出されました。

私は景品のポーチをもらった後、同じ営業所内で開催されているブランド財布の展示会に連れて行かれ「本来は10万円以上するが今日なら特別に6万円がいい」といわれました。でも私にはそんな高い財布を買う意思はまったくありませんでした。

しかし似合うなどほめられつつ熱心にすすめられ、断りきれないまま、3人に囲まれて説明され続けました。「終電も近いので帰りたい」というと「こんなに熱心に勧めたのだから誠意をみせて」といわれ、部屋から出してもらえず、困って契約してしまいました。

まったく不要で高価なものを買ったと後悔するばかりです。

私は契約を解消できるでしょうか。

カードF

今なら優しく教えてくれる家庭教師を紹介するという家庭教師派遣会社の電話勧誘をうけ、お母さんに代わってといわれました。無料体験があるというので、私は無料ならと思って試したら、教え方もいいので良かったのでこの内容なら契約しても良いと思いました。無料体験の当日なら教材2割引といわれた母は、1学期分の家庭教師代20万円と教材一式80万円の契約を行い、支払いました。

しかし実際に来たのは別の先生で、1ヶ月の間に学習のアドバイスもありませんでした。

こんな内容なら契約を解消したいと会社に言ったら、クーリングオフ期間が過ぎているので、無理だといわれました。

私は契約を解消できるでしょうか。

アンケート4

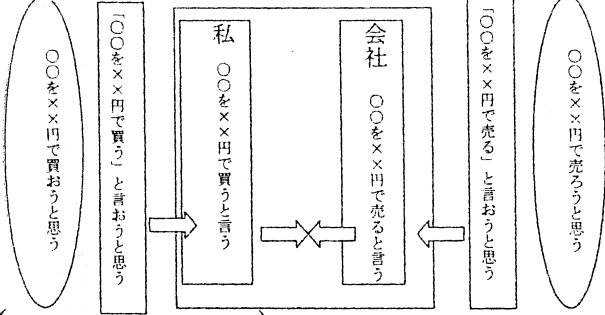
月 日 3年 組 番 氏 名

1①カードEのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる() 解消できない()

②どのようなわけ(理由)でできる 又は できない と思うのですか。

Blank space for writing reasons for question 1-2.



() ()

() が十分に与えられていない

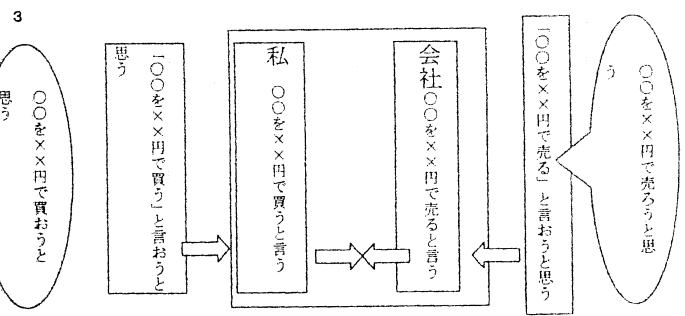
制度

2①カードFのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる() 解消できない()

②どのようなわけ(理由)でできる 又は できない と思うのですか。

Blank space for writing answers for question 2-1.



() 法

③ () から 法

法

7月22日

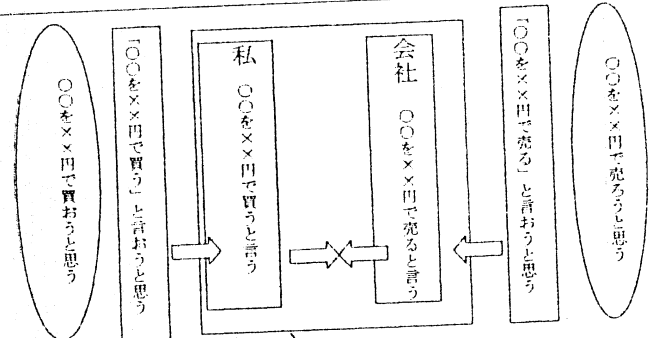
3年

1①カードEのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)でできる 又は できない と思うのですか。

今回の場合は部屋にとじこめられていて、契約するまで帰さないという感じで、無理やり契約させられて、自分の意思はまったくなかったから。



- (部屋から出してもらえない)
- (困った)

(本人が通う旨もないを法廷で争う)が十分に与えられていない
考える時間・チャンス

ワーキング・オフ制度

2①カードFのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)でできる 又は できない と思うのですか。

ワークシート

7月22日

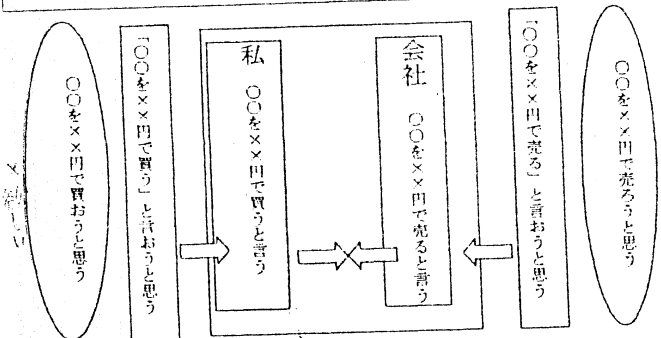
3年

1①カードEのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)でできる 又は できない と思うのですか。

商品が半額で買えるという誘惑で、自分の意思で契約したつもりで、後から無理やりとらた。



- (部屋から出してもらえない)
- (困った)

(考える時間・チャンス)が十分に与えられていない

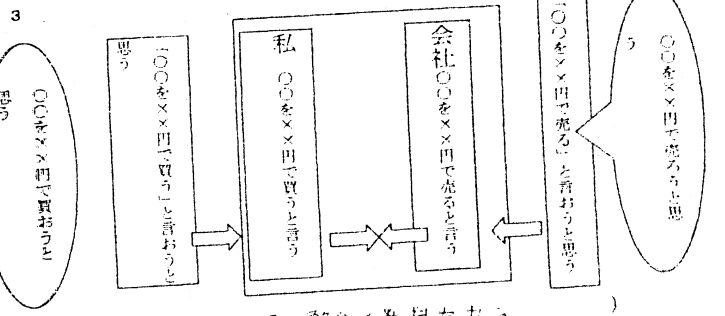
ワーキング・オフ制度

2①カードFのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)でできる 又は できない と思うのですか。

ワーキング・オフ期間が過ぎているし、お話を契約を結ぶ時に細かい説明を受けなかったのが原因だから



(中途解約できる。解約手数料を払う)

①特定の取引についてのまじり

消費者契約法 2000年

②国や地方公共団体が支援する

- * 国民生活センター
- * 消費生活センター

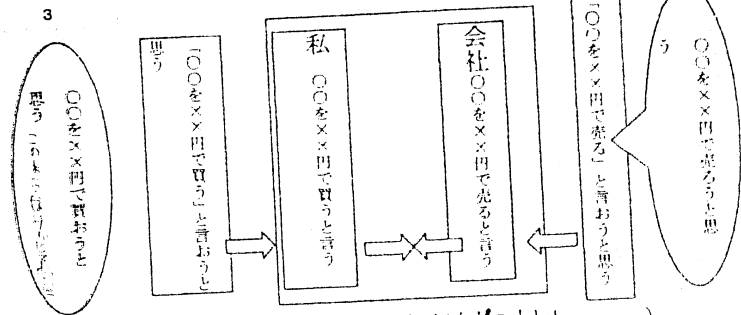
③消費者保護基本法 1968年

(消費者基本法) ~ 2004年

④未成年者は保護される

民法 1899年

契約を結ぶ時に、お話を契約を結ぶ時に、細かい説明を受けなかったのが原因だから



(中途解約できる。解約手数料を払うまじり)

①特定の取引についてのまじり

消費者契約法 2000年

②国や地方公共団体が支援する

- * 国民生活センター * 消費生活センター

③消費者保護基本法 1968年

(消費者基本法) ~ 2004年

④未成年者は保護される

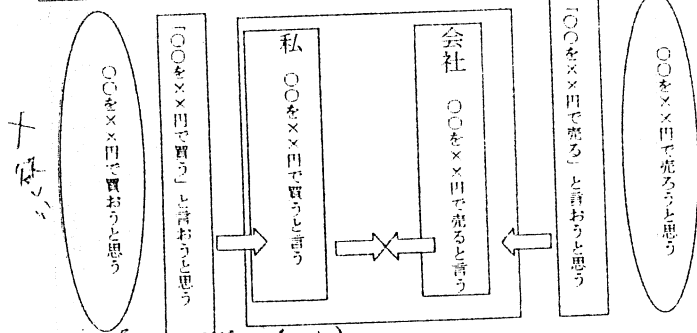
民法 1899年

1①カードEのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

契約の目的は、売りたい、買いたいという意思が一致して初めてできるもので、今回の場合は、売りたいという意思と、買いたいという意思が一致していないので、当然 解消できると思う。



- ・ (部屋から出てくれない)
- ・ (困った)
- ・ (考える時間・チャンス) が十分に与えられていない

ワーキング・オア制度

2①カードFのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

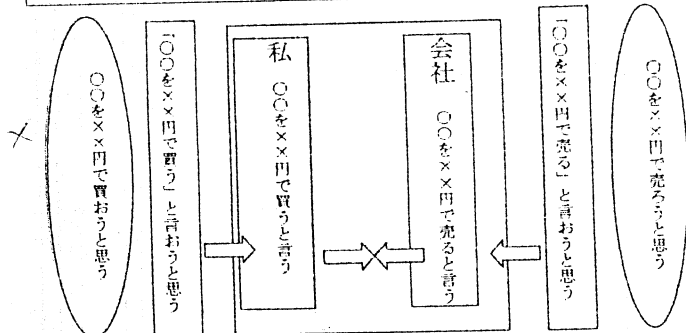
ワークシート4

1①カードEのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

私はそのスタッフが欲いて契約したわけではなく、仕方なく契約した事から、お互いの意思が合致していないため 解消できると思う。



- ・ (部屋から出てくれない)
- ・ (困った)
- ・ (考える時間、チャンス) が十分に与えられていない

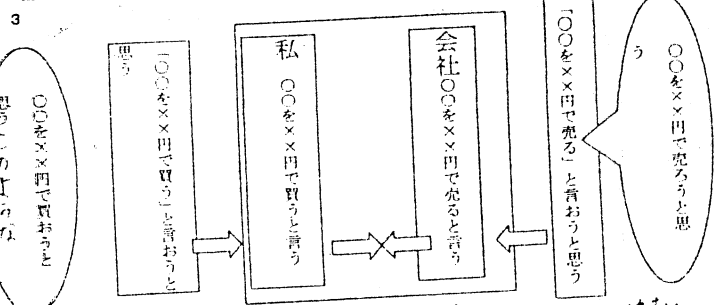
ワーキング・オア制度

2①カードFのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

私は無料体験に来た先生と契約をしたわけではない。あくまでも家庭教師派遣会社と契約をした。別の先生が来たら解消したいという私の一方的な勝手な意思であり、なにも7月までの期間が過ぎているともあれば、解消できるはずがない。



- ・ (中途解約による解約手数料を払う)
- ① 特定の取引さについてのきまり

消費者契約法 2000年

- ② 国や地方公共団体が支援する
 - * 国民生活センター
 - * 消費生活センター

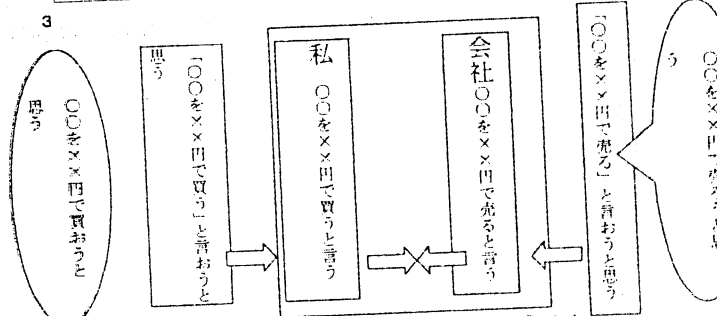
消費者保護基本法 1968年

(消費基本法) ~ 2004年

- ④ 未成年者は保護される

民法 1899年

解消したいと思うなら1ヶ月以前にきてなければ、何にしろ、おかし過ぎるので、解消できない。



- ・ (中途解除による解約手数料を払う)
- ① 特定の取引さについてのきまり

消費者契約法

- ② 国や地方公共団体が支援する
 - * 国民生活センター
 - * 消費生活センター

消費者保護基本法 から

(消費基本法) ~

- ④ 未成年者は保護

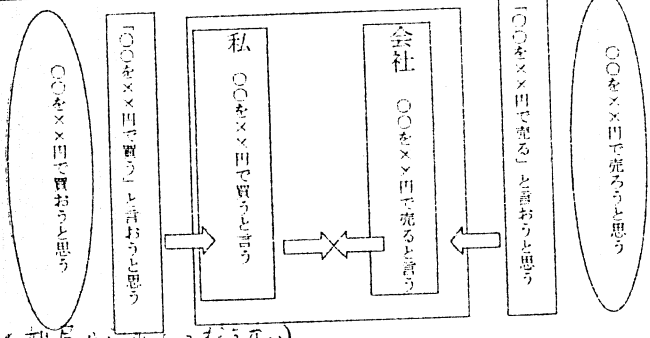
民法 1899年

1①カードEのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

業者は、売りたいという意志はあが、わたしは買いたくない意志はない。この意思が石炭しらいになり、契約は解消がなくなった。なすと思いたがる



(部屋から出してもらえない)

(困った)

(考える時間・チャンス)が十分に与えられていない

クーリング・オフ制度

2①カードFのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

7-73-14

9月 22日

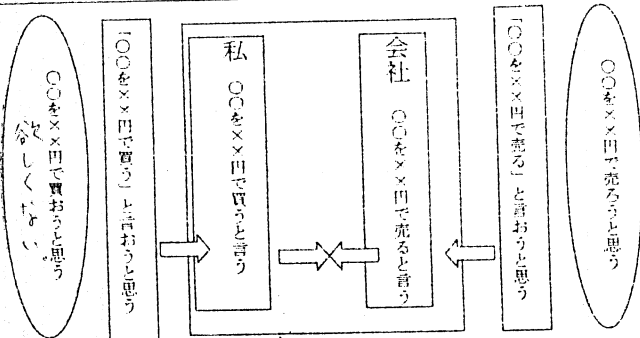
3年

1①カードEのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

いくらやりやうにたとして契約が成立しているのに、解消できない。契約は守らなければならぬので店があが解消せしめたくないと解消できない。



(部屋から出してもらえない)

(困った)

(終電までの時間 考える時間・チャンス)が十分に与えられていない

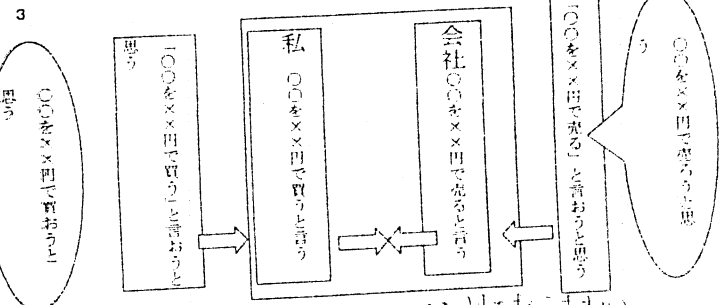
クーリング・オフ制度

2①カードFのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか

解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

契約は解除は出来ない。契約は解除出来ない。契約は解除出来ない。



(中途解消できる。解約手数料を払う必要あり)

④ 特定の取引さについてのみ

消費者契約法

② 国や地方公共団体が支援する

* 国民生活センター

* 消費生活センター

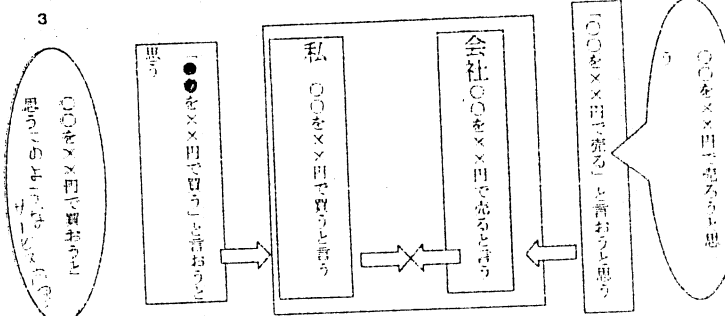
③ 消費者保護基本法

(消費者基本法) ~ 2004年

④ 未成年者は保護される。

民法 1999年

クーリング・オフ期間が過ぎているから契約は解除出来ない。また家庭教師が指定している契約は解除出来ない。



(中途解消できる。解約手数料を払う必要あり)

④ 特定の取引さについてのみ

消費者契約法

② 国や地方公共団体が支援する

* 国民生活センター

* 消費生活センター

③ 消費者保護基本法

(消費者基本法) ~ 2004年

④ 未成年者は保護される。

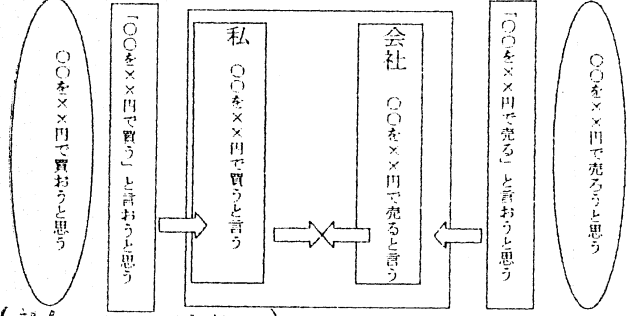
民法 1999年

9月 22日 3年

1①カードEのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか
解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

まず、アンケートの結果をとりまとめた上で、何を売っているのか、価格をいくらで定めているのか、また、送料はどのくらいか、というあたりを、各店舗のホームページで調べた。私は、無理矢理、買わなければならない、という意思が合致して、
それから、部屋が空いたから、買ってしまったため。



- ・ (部屋が空いてもらえない)
- ・ (困った)
- ・ (考える時間・チャンス) が十分に与えられていない

クリーニング・オフ制度

2①カードFのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか
解消できる () 解消できない ()

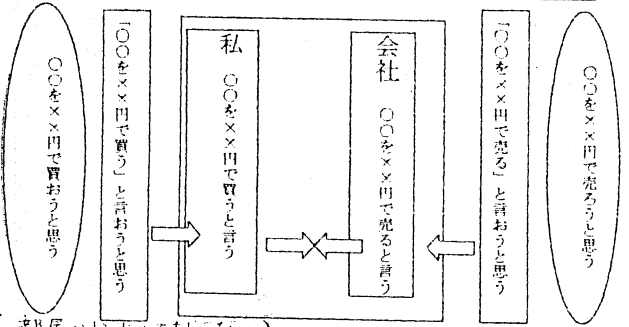
②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

9月 日 3年

1①カードEのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか
解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

圧倒的に悪い方は営業所だと思ふ。私は高い財布を買う意思は全くなかったのだが、契約はしてしまっただけで、私の意思は不完全ながら合致したとばいえない。



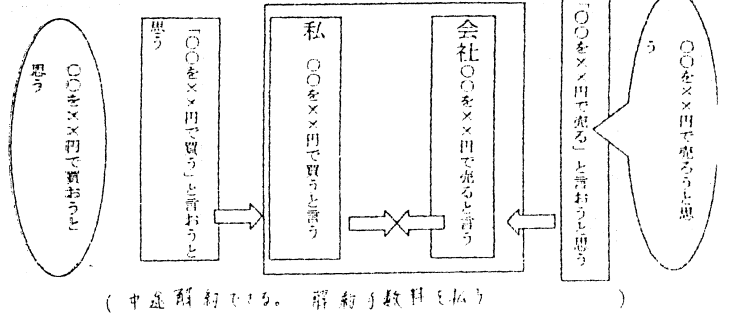
- ・ (部屋が空いてもらえない)
- ・ (困った)
- ・ (考える時間・チャンス) が十分に与えられていない

クリーニング・オフ制度

2①カードFのような場合、わたしは契約を解消できるだろうか
解消できる () 解消できない ()

②どのようなわけ(理由)で できる 又は できない と思うのですか。

カードEの期間が過ぎたから契約は解消できなくなる。契約解除の条件と契約の条件が同じなら、それで契約は消える。別な条件の場合、例えばこの場合は明らかにこの条件は契約は解除して契約を解消していると思う。相手から買ってきたとしても私は契約した。それを後悔して買ってしまった。



(中途解約できる。解約手数料は私)

① 特定の取引についての法

消費者契約法

- ② 国や地方公共団体が支援する
 - * 国民生活センター
 - * 消費生活センター

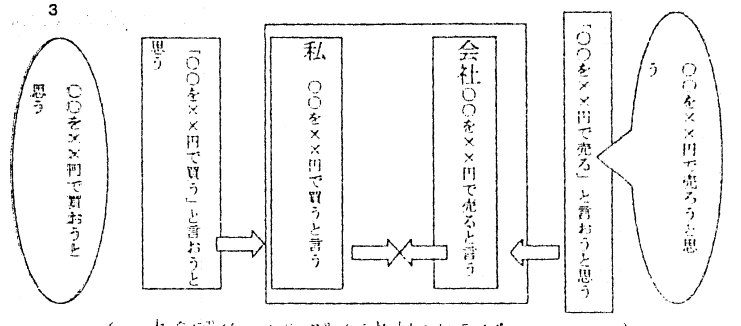
③ 消費者保護基本法から

(消費者基本法) ~ 2004

④ 未成年者は保護される

民法 1899

これは、カードEのケースとは違って、たとえ会社が買えば、たとえ契約解除時に互いの意思が合致しているため、解消はできないと思う。



(中途解約できる。解約手数料は私)

① 特定の取引についての法

消費者契約法

- ② 国や地方公共団体が支援する
 - * 国民生活センター
 - * 消費生活センター

③ 消費者保護基本法から

(消費者基本法) ~ 1958年

④ 未成年者は保護される 2004年

民法

感想：契約の授業（3時間）をうけて、わかったことや思ったこと

契約するには双方の意思が合致しないといけないというところがこの3時間でよく分かった。しかし世の中ではこの上に意思が合致しているのに契約が成り立ったり、解消できなかったりして困っている人がたくさんいることも分かった。私もこの3時間で契約の勉強をしたからって世の中で困っている人の一人にならないうかがしたいと思う。今後の授業で勉強したことが活用できると思う。消費者保護の法など私たちを保護してくれる法律もたくさんあることが分かった。1つ1つ最初から契約の根拠が得るかを自分で見定めたいが、これはいいと思います。

感想：契約の授業（3時間）をうけて、わかったことや思ったこと

今まで色々なものを買い、消費してきましたがその裏にどんなに様々な法律や制度があるとは思っていませんでした。うちこそ、法律でこういった消費生活が保護されていますがこの法律が無かった時代は一体どうしていたんでしょう。まことにトラブルが頻発していたと思います。しかし、制度が定まっている現状でもトラブルが頻発することはありません。それどころか不保護でも、一体今の世の中は何の法律が足りなくてトラブルが起きるのかわからず、これをこれからは調べたいと思います。そして、消費者基本法などの法律を学ぶ方法を知らず、これからの生活と関与していきたいです。

感想：契約の授業（3時間）をうけて、わかったことや思ったこと

契約する際にも、契約を解消する時にも、消費者と生産者のまねく勝手な言い分で「お互いのどちらかが損をする状況」を避けるようにしていること。

あと、どちらかと受身になりやすい消費者に対して助けてあげたりする法があることほとてもいいと思う。でも、簡単に契約してはいけなくて、契約する時に「もんた」がいかにきつないように、最初から様々な条件などを考えるのが大事だと思った。

感想：契約の授業（3時間）をうけて、わかったことや思ったこと

「契約」と聞くと「署名したツボコを押したツボコ」の「モノだ」と思っていたけど、双方の意思が合致した時点で簡単に成立してしまうんだという事が分かった。でもお金の事などが絡んでくるので互いに契約条件を確認しないといけないと思った。詐欺などの被害にあわないためにも、簡単に契約しないようにするんだと思った。そして、お金の事でも泣き寝入りするのではなく、お金の定めがある法があるんだから、それを有効に使うのがいいと思った。

感想：契約の授業（3時間）をうけて、わかったことや思ったこと

商品を買う時は、売った側ももしかして自分の身の周りの状態をばくしてから契約を交わす必要があったと思ふ。契約時、契約が自分に対して都合ではいかをしっかりと見さぬることか、かたやということがわかった。契約時、売った側が虚をついた場合など、たまに売った側は、虚をついた側を裁判にかけることか、どきることがわかった。契約を交わす時、買う側（消費者）が不利にならない法がたてられていることを知った。その法が出来るのは、つい最近のことかということか、わかった。消費者を守るための法が近年急激に増えている。新商法がはじまり、行われるようになったか、と思う。契約は、どちらか自分勝手な理由で、は解消できない。以外としっかりとるものか、ということか、わかった。考える時間を与えられた商品を買った後、悪徳商法に対応する仕組み、クーリングオフという制度ができたことをしった。

感想：契約の授業（3時間）をうけて、わかったことや思ったこと

まだ、あがたとは、商品の取引の奥深さ、難かしたが、よくわかった。契約とは、売った側、買った側、から成り立つものか、ということ、契約書とは、条件などを書き、売った側と買った側の名前を書いて、サインなど、が、おこなった時に、見直す程度の事か、とわかった。思った事は、様々な取引に関するトラブルが、あるのだ、と思った。クーリングオフ、消費者保護基本法など、（消費者を守る）という法律がある事は、いい事か、と思った。消費者保護基本法から、消費者基本法と、法律が、たてられた。変更、このころ、サイン（サイン）を、これ、を、防ぎ、キタへつと見られる。という（消費者を守る）という法が、変更、このころ、取引に関するトラブルが、増えているから、か、と、思っている。このころ、（サイン）が、減ったように、思っています。

感想：契約の授業（3時間）をうけて、わかったことや思ったこと

この契約の授業を3時間うけてわかったことは、無理に契約させようとする営業社などがいることがわかった。さういっ自分がそのようないことがあるか、めからないか、気をつけて生活をおくりたいと思ひました。すごくためになった授業だ、と思います。色々な法律などがあってその内容をも、て知りた、な、と思ひました。契約を解消できるか、できないかのプリントを計3枚を書いた、け、色々、とわかった、よ、かったです。

感想：契約の授業（3時間）をうけて、わかったことや思ったこと

ここまで、国民のための法（権利）が、こんなに、ある、て、また、それぞれの場合、に、よ、って、また、法（権利）がある、のは、知、り、ま、せ、ん、だ、ら、な、い。こ、れ、に、よ、って、私、達、消、費、者、が、守、ら、れ、て、い、る、の、だ、ら、な、い、と、思、ひ、ま、し、た。契約というのを簡単に考えず、時間をかけて、じっくり考える必要があり、また、その商品やサービスが、本当に必要なのか、契約をして、は、ら、後、悔、い、ない、か、と、いう、事、ま、で、考、え、な、ら、な、い、と、思、ひ、ま、し、た。自分の意志は、しっかりと持って、相手になにを言われよう、と、主張、が、な、ら、ば、（善、い、と、思、ひ、ま、し、た、）